

第3章 特別史跡の概要

1 指定に至る経緯

(1) 史跡指定に至る経緯

「廉塾並菅茶山舊宅」は1934（昭和9）年1月22日付で史跡に指定され、同月31日付、社兵第148号で広島県学務部長より神辺町長宛その保存について通知があった。

官報 第二一一號 昭和九年一月二十二日 月曜日

◎文部省告示第十六號

史蹟名勝天然紀念物保存法(※1)第一條ニ依リ左ノ通指定ス

文部大臣 鳩山 一郎

第一類

史蹟

名稱

地名

地域

廉塾並菅茶山舊宅	廣島縣深安郡神邊町大字川北字七日市北側	六三五番，六四〇番ノ一，六四〇番ノ二，六四〇番ノ三内實測二百九十一坪，六四〇番ノ四，六四〇番ノ五 右地域内ニ介在スル水路敷
----------	---------------------	--

社兵第一四八号

昭和九年一月三十一日

廣島縣学務部長

深安郡神邊町長殿 (※2)

史蹟指定ニ関スル件通牒

本年一月二十二日文部省告示第十六号ヲ以テ史蹟名勝天然紀念物保存法ニヨリ指定セラレタル「史蹟廉塾並菅茶山舊宅」ノ保存要項別紙送附候條保存上遺漏無之様御配慮相成度候

(別紙)

廉塾並菅茶山舊宅

所在地 廣島縣深安郡神邊町大字川北字七日市北側

指定地積 氏所有地六筆内實測二反五畝二十七步

右地域内ニ介在スル小水路敷

説明

廉塾ハ菅茶山ノ創始セル學舎ニシテ初メ黄葉夕陽村舎ト呼ビ後福山藩ニ請テ郷校トナシ廉塾ト称セリ。用水路ノ北側ニアリテ瓦葺二階建ナリ。玄関ヨリ右ノ三室ハ當時ノ講堂ナリ。

西隅ニ土蔵及風呂場等アリ。又用水路ヲ隔テテ瓦葺平屋建ノ寮一棟アリ。ヨク舊時ノ規模ヲ存ス。

塾ノ南用水路ヲ挟ミテ茶山ノ舊宅アリ。瓦葺二階建ナリ。

明治維新後修理増築ヲ加エタル所アルモ蔵納屋等ニ至ルマデ舊態ヲ存セリ。

一. 指定ノ事項

保存要目史蹟ノ部第五，及第八ニヨル。(※3)

二. 保存ノ要件

公益上必要已ムヲ得ザル場合ノ外現状ノ変更ヲ許可セザルコトハ勿論舊時ノ建物及附属工作物ノ修理並火氣ノ使用等ニ付十分ノ注意ヲ要ス。

- ※1 「史蹟名勝天然紀念物保存法」(大正8年法律第44号)は、1919(大正8)年の第41回帝国議会で議員提案により成立し、同年4月10日公布、6月1日から施行された。
- 「天然紀念物」と「天然紀念物」の表記については、1911(明治44)年3月11日付けの建議においては、「天然紀念物」が用いられ、これを審議した貴族院の記事録中の記載においても「記」が用いられている。その後、いつの時期からか「紀」の文字が用いられるようになり、大正8年の史蹟名勝天然紀念物法制定時には「紀」が一般的であった。(『文化財保護法五十年史』文化庁 株式会社 ぎょうせい発行 平成13年8月1日)
- ※2 この文書にある神辺町とは、1929(昭和4)年3月1日に川北村と川南村が合併して成立した旧神辺町のことである。なお、1954(昭和29)年3月31日に旧神辺町・竹尋村・御野村・湯田村・中条村・道上村の1町・5村が合併して新神辺町(現在の福山市神辺町)が成立した。
- ※3 当時の史蹟指定については、次のような基準が設けられている。
- 「史蹟名勝天然紀念物保存要目(抄)」1920(大正9)年1月28日
- 史蹟ノ部
- 五、聖廟、郷学、藩学、文庫又は是等の跡其の他教育学芸に關係深き史跡
- 八、由緒ある旧宅、苑池、井泉、樹石の類

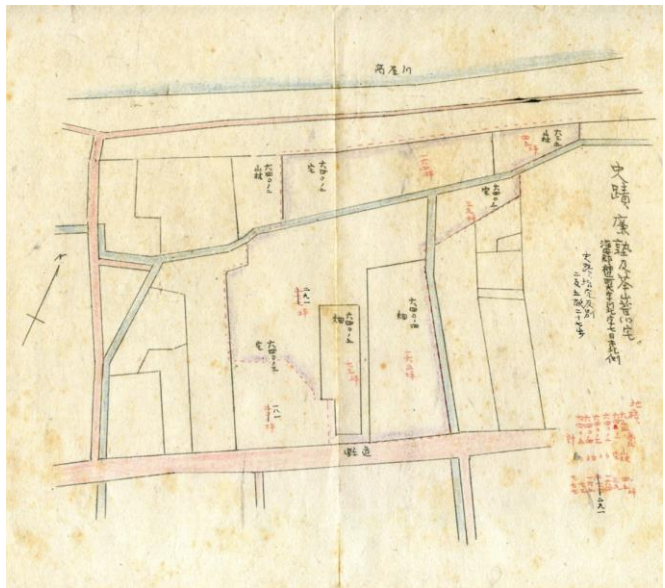


図3-1 史蹟指定關係図面 1

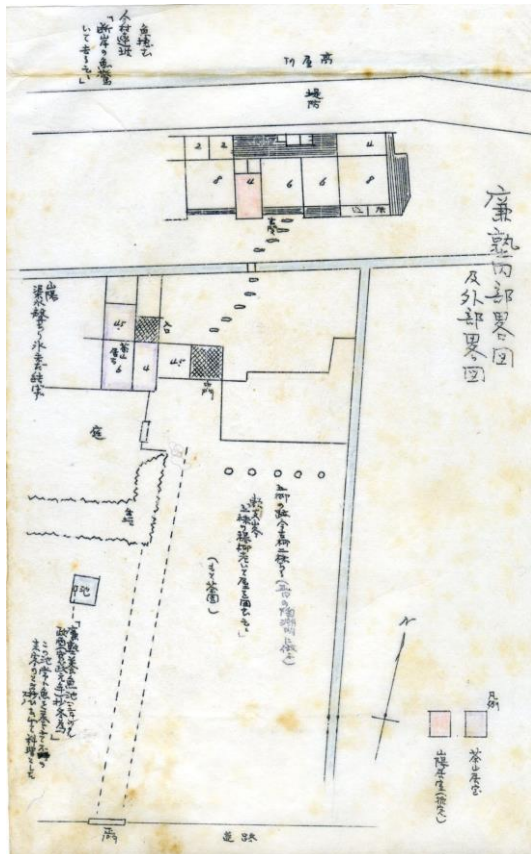


図3-2 史蹟指定關係図面 2

(2) 特別史跡指定に至る経緯

当時の塾関係施設や寮舎、茶山旧宅が現存することから、1934（昭和9）年に史跡に指定され、さらに、三重県松坂市の本居宣長の居館跡（特別史跡本居宣長旧宅、特別史跡本居宣長宅跡）とともに二大学舎といわれ、当時の教育環境を現在に伝える全国唯一の施設であることから、1953（昭和28）年に特別史跡の指定を受けた。

なお、「廉塾並に菅茶山旧宅」が1953（昭和28）年3月31日付で特別史跡に指定されたことが、1954（昭和29）年10月5日付で文化財保護委員会委員長から所有者宛に通知された。

(3) 広島県史跡菅茶山の墓の指定に至る経緯（関連事項）

ア 指定に関する広島県よりの通知

広島県史跡として指定するよう1938（昭和13）年11月16日付で広島県学務部長より次の通り通牒があった。

菅茶山墓史跡指定に関する通牒

社兵第一六一五号

昭和十三年十一月十六日

広島県学務部長

深安郡神辺町長殿

史蹟指定に関する件

貴管内左記物件を本縣史蹟名勝天然記念物保存顕彰規定により史蹟として指定顕彰致度候條次の要項により調書御調製の上十二月十日迄に御提出相煩し度此段御依頼候也。

調書事項

- 一. 種別
- 二. 名称
- 三. 所在地（地籍図添付のこと）
- 四. 地図
- 五. 地積
- 六. 所有者の住所氏名
- 七. 所有者の外管理者又は占有者あるときは其住所氏名
- 八. 工作物其他物件の性質、形状、構造、大小及数量
- 九. 現状（写真添付のこと）
- 十. 由来、徴證及傳説

記

- 一. 物件 菅茶山墓

イ 菅茶山墓史跡指定に対する調書提出

広島県学務部長からの照会により、神辺町長が次の通り回答した。

昭和十三年十二月一日

深安郡神辺町長 横山運治

広島県学務部長殿

史蹟に関する件回答

客月十六日附社兵第一六一五号を以て左記物件に対し史蹟御指定上必要の趣きにて調査方御照會の件、別冊の通りに候條及回答候也。

記

一、物件 菅茶山墓

ウ 菅茶山墓の広島県史跡指定

昭和15年2月22日広島県告示第123号を以て「広島県史蹟名勝天然記念物保存顕彰規定第一條」により史蹟に指定し、同月27日付県報により告示された。



1. 菅茶山墓(昭和16年7月)



2. 菅茶山墓標識と説明板(昭和16年7月)

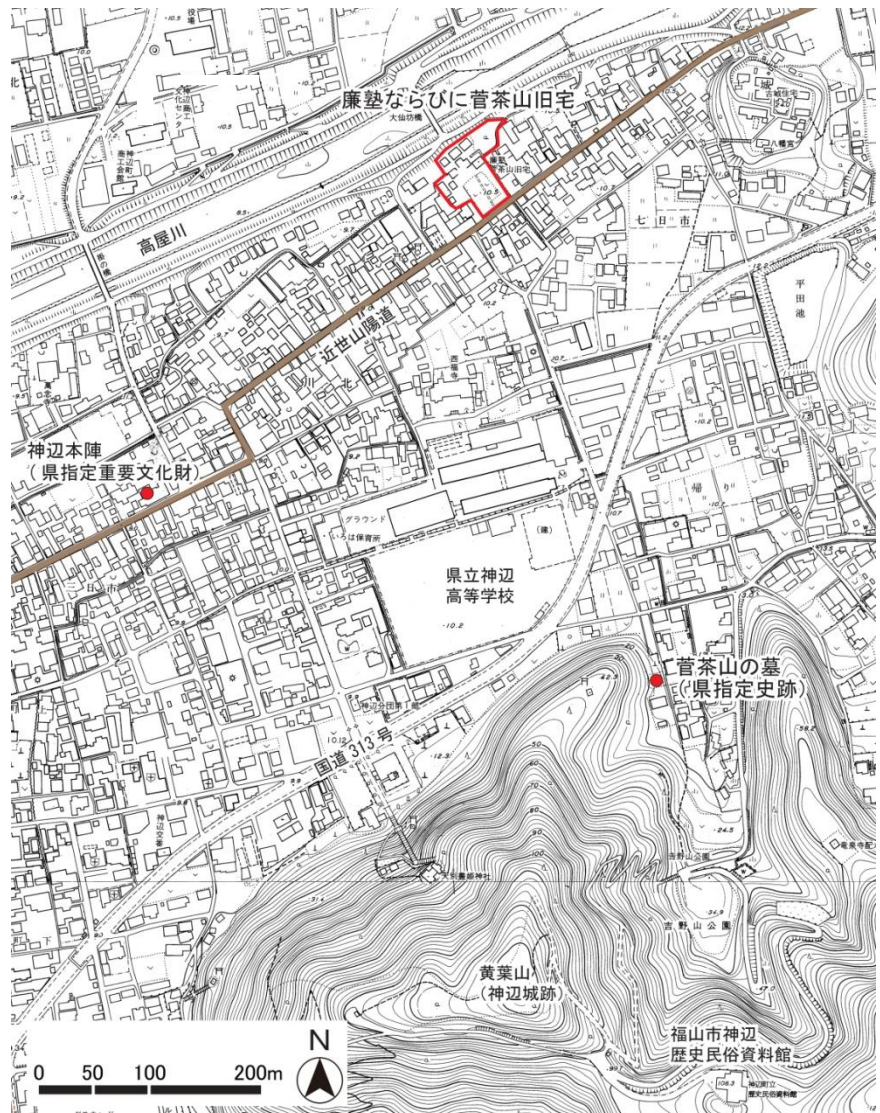
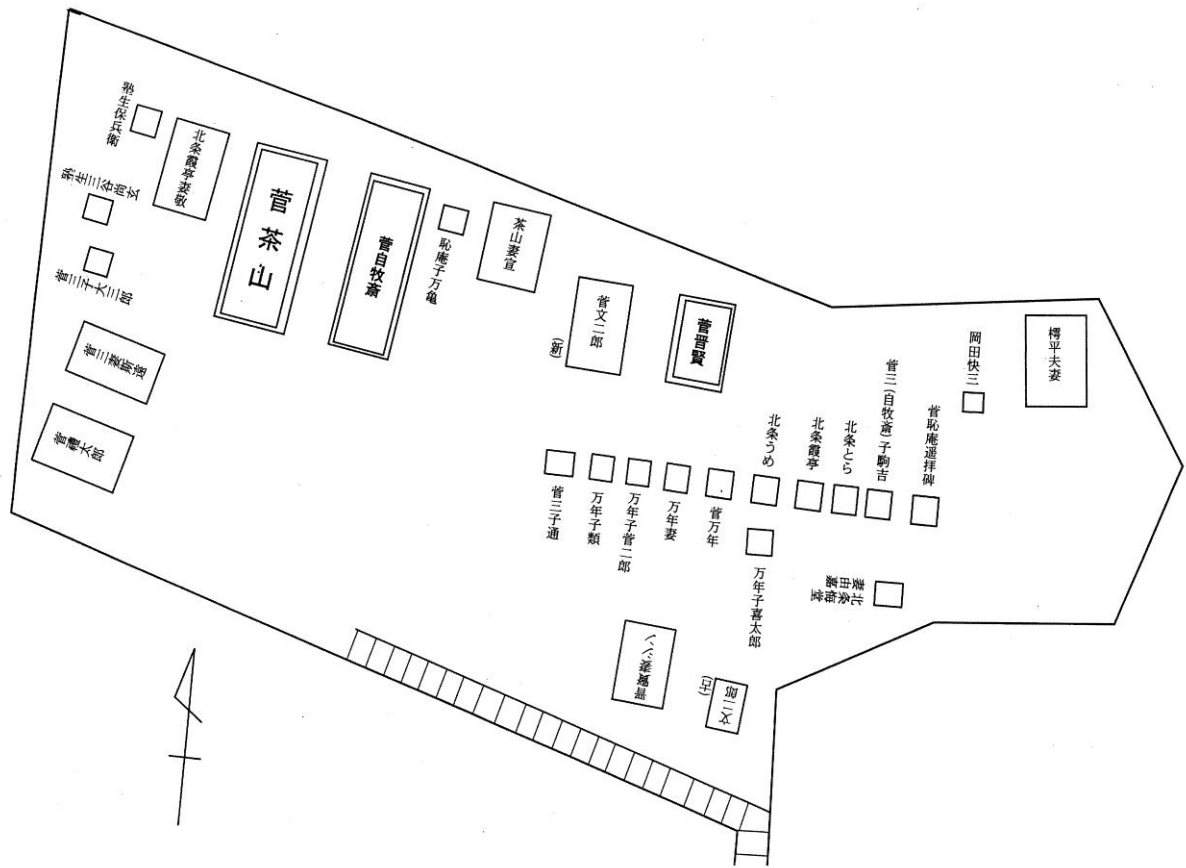


図3-3 菅茶山墓の位置



3. 菅氏墓地見取図 (1950(昭和25)年2月1日現在)

図3-4 菅氏墓地見取図



新史蹟 菅茶山の墓

二十七日附録報にて新史蹟として指定された備後神邊町が生んだ先哲菅茶山先生の墓は、備後所備後吉野の登山口に位して來神の文人、名士は必ずこの墓碑に参拜すると云ふ崇高振りである。

同先生は遠く桃園天皇の寛延元年二月一日神邊に於て呱呱の聲をあげ、仁孝天皇の文政十年八月十三日八十歳の高齡を以て歿した。先生の名は菅師、字は禮卿、通稱を太中と言ひ茶山と號してゐた。先生は始め那波菅先生に師事して研學、當代一流の漢學者として立ち日本外史著作で有名な頼山陽先生を一時指導した事もあり詩人として、教育者として、學士家としても有名であつた。

墳墓の意は八寸の花崗石を以て僅かに前方を剪除したる圓形(直徑三尺)を造り中央は粘土を盛りて之を塗り碑は花崗石を以て墳墓の前方に設け、基石は長さ三尺幅一尺六寸、厚さ四寸にして其上に高さ四尺五分、幅二尺、厚さ九寸の軸石を建て、腰石は木造平家建瓦葺にして桁行六尺、梁行三尺六寸、棟高七尺五寸、軒高六尺、四方に格子を圍らしてあり、牆壁は腰石の外部に花崗石を以て端垣様の垣を圍らし長さ十尺、幅六尺、高さ二尺五寸にして正面に高さ三尺五寸の門を設けてある(菅氏菅茶山先生の墓碑)

4. 県史跡指定を報じる新聞記事 (合同新聞芸備版 1940(昭和15)年3月3日)

2 指定の状況

(1) 指定告示

ア 文化財保護委員会委員長からの通知

「廉塾並に菅茶山旧宅」が1953(昭和28)年3月31日付で特別史跡に指定されたことが、昭和29年10月5日付で文化財保護委員会委員長から所有者宛に通知された。

文化財保護委員会

文委記第65号

広島県深安郡神辺町大字川北640-3

(所有者) 菅 好雄

文化財保護法(昭和25年法律第214号)第69条第2項の規定により、昭和28年3月31日付で下記の通り指定しましたから通知します。

なお、昭和29年10月5日付文化財保護委員会告示第46号で官報告示になりましたから、念のため申し添えます。

記

種 別 特別史跡

名 称 廉塾並に菅茶山旧宅

所 在 地 広島県深谷郡神辺町大字川北字七日市

指定地域 昭和9年文部省告示第16号で告示した地域

昭和29年10月5日

文化財保護委員会

委員長 高橋誠一郎

イ 官報告示

1954(昭和29)年10月5日の「官報 第8328号」において、「廉塾並に菅茶山旧宅」の特別史跡の指定が告示されている。

昭和29年10月5日 火曜日 官報 第8328号

◎文化財保護委員会告示第四十六号

文化財保護法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百三十一号)による改正前の文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第六十九条第二項の規定により、昭和二十八年三月三十一日付をもって、広島県深安郡神辺町所在の史跡廉塾並びに菅茶山旧宅(昭和九年文部省告示第十六号)を特別史跡に指定した。

昭和二十九年十月五日

文化財保護委員会委員長 高橋誠一郎

参考：特別史跡

当時の特別史跡の指定については、次のような基準が設けられている。

昭和 26 年 5 月 10 日文化財保護委員会告示第二号

国寶その他選定基準

一．史蹟

わが國の歴史の正しい理解のために欠くことができず、且つその遺蹟の規模・遺構・出土遺物等において学術上價值あるもの。

二．特別史蹟

史蹟のうち学術上の價值が特に高く、わが國文化の象徴たるもの。

(2) 指定説明文とその範囲

特別史跡となったことに対する指定説明文は記されていない。ただし、解説文としては「江戸時代に盛行した私塾の内、その旧規模を最もよく遺存するものであり、また郷学の遺構としても重要であって、その人物の優れていることと相俟って、学術上の価値が極めて高く、その旧宅のよく保存されていることも貴重である。」(国指定文化財等データベース)と記されている。

指定の範囲については、史跡の範囲と同じ「指定地域 昭和 9 年文部省告示第 16 号で告示した地域」であることが記されている (P49 を参照)。

なお、廉塾ならびに菅茶山旧宅の指定地の面積は、2,923.36 m² (実測) となる。



近世山陽道に面する廉塾ならびに菅茶山旧宅



建物の南側に広がる菜園

(3) 指定に至る調査成果

特別史跡の指定に至る調査成果として確認できているものは、次のようになる。

○指定地内の植物

・史跡指定時（1934(昭和9)年）における調査→「3 特別史跡の現状 （4）植生の過去と現在」に掲載

○特別史跡指定時の関係図面（収集，作成）

見取図，隣地関係写図，黄葉夕陽村舎鳥瞰図，菅茶山塾平面図，菅茶山塾実測図（断面図），菅茶山塾実測図（立面図）

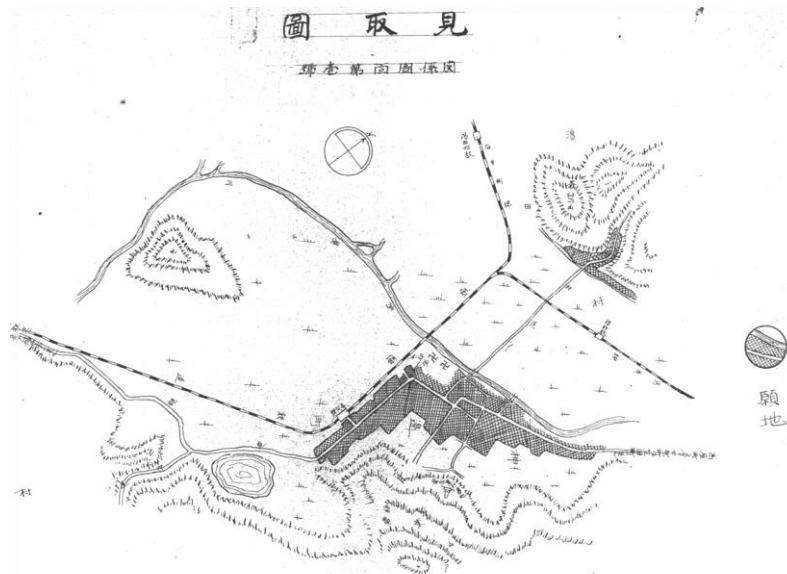


図3-5 見取図



図3-6 隣地関係写図

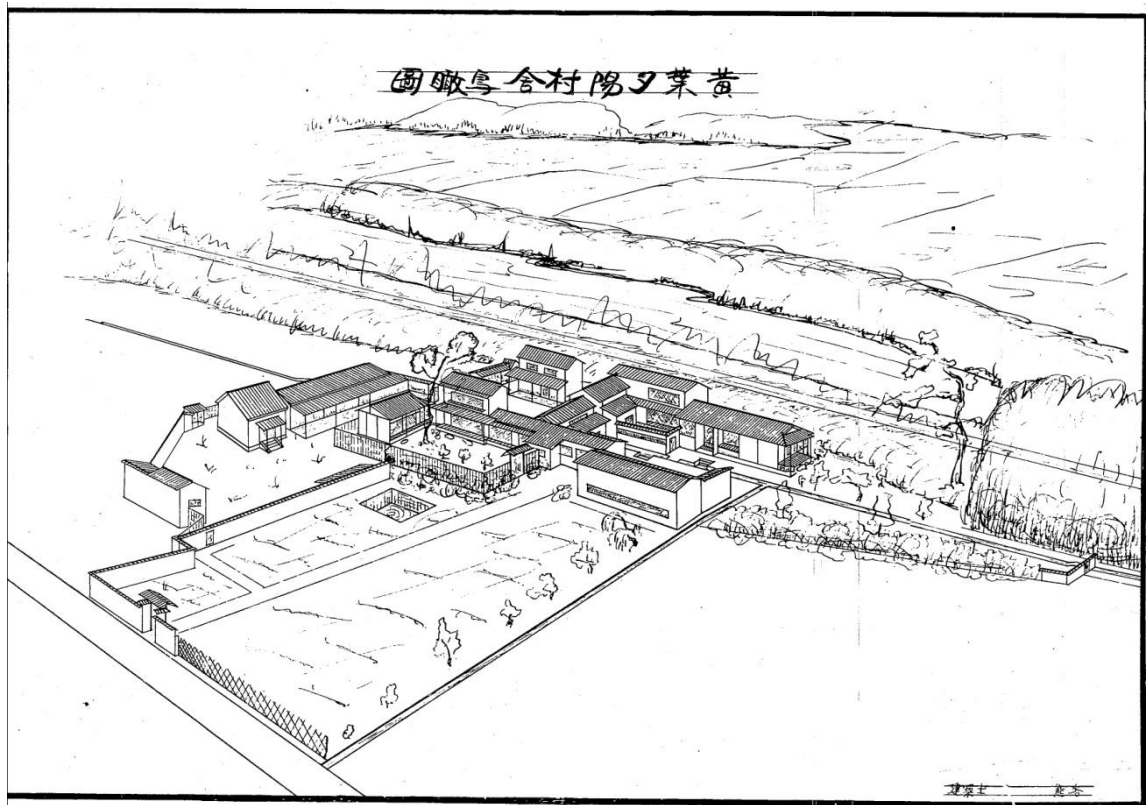


图 3-7 黄葉夕陽村舍鳥瞰圖

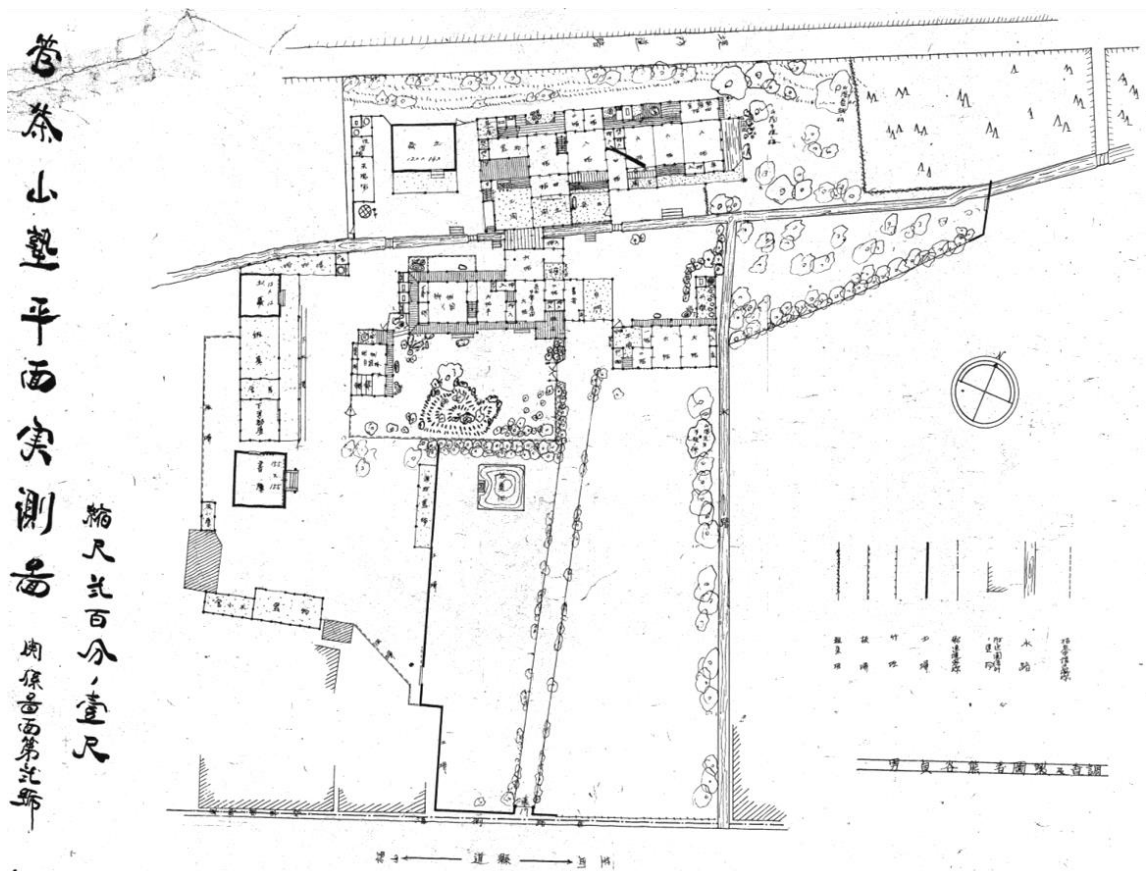


图 3-8 菅茶山塾平面實測圖

特別史跡に指定された当時の広報及び新聞記事を掲載する。

正月に

お金のはなし

正月は、まにかく「おめでたい」、このおめでたいとお金のはなしは一層おめでたいでしょう。昨年三月十八日神辺電報局の東方から、さくさく（否、壺一箇）掘り出されたお金については、既に本紙でおつたえしておきました。いまその古銭数種をおげて参考に供します。

史蹟「廉塾並びに菅茶山舊宅」はさきに一部所報のよ十一日付で、特別史蹟に指定せられ、昨年十月五日文化財保護委員会告示第百三十九号で官報へ告示になり、且つ所有者である菅好雄氏に對し同様の通知がありそれを昨年十一月八日附で本縣教育委員会から傳達になりました。

特別史跡に

うら學術上の價値が特に高く、我が國文化の象徴であ

文化財の保護は

明治の始から

文化財に對し、國が保護の責を講ずるようになったのは、歴史はかなり古く、明治四年既に太政官布告もつて「古蹟舊物保存方」を稱する達を出して一片の示達にこどもり、その制度化するものとなつており、三重縣松坂市における本原宣長の居館跡なども二大學會の所蔵としてあります。その際、菅茶山の創始した江戸時代の學舎で、はじめは黄葉夕陽村舎となっていたが、のち福山藩にこれを郷校となしたものであります。城内を流れる用水路の北側沿うては建物があり、その右が講堂で、用水路を隔てては茶室があり、また茶山の舊宅があります。茶山は寛延元年（一七五八）に生れ、太仲と稱し、晋師（トキノリ）と呼ばれ、茶山を好み京都に趣き、那波學堂について學を修め、歸郷して塾をひらき人を教えました。茶山は詩文に通じ、福山名に世に高つたので福山

所有者へ通知

文委第65號 廣島縣深安郡神辺町大字川北一〇三（所有者）菅好雄文化財保護法（昭和28年法律第百三十九號）第28條の項の規定により、昭和28年3月31日付で下記の通り指定しましたから通知します。なお昭和29年10月6日付文化財保護委員会告示第46號で官報告示になりましたが念のため申し添えます。

文化財保護委員会告示第四十六號 九年法律第百三十一號）による改正前の文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四號）第六十九條第二項の規定により昭和二十八年三月三十一日付をもって廣島縣深安郡神辺町所在の史蹟「廉塾並びに菅茶山舊宅（昭和九年文部省告示第十六號）」を特別史蹟に指定した。

昭和二十九年十月五日 文化財保護委員会委員長 高橋誠一郎

1955 (昭和30) 年1月1日 神辺町廣報 第9號

特別史跡に廉塾

新文化財指定 史跡に広島城

文化財保護委員会は史蹟、名勝、二件 天然記念物および無形文化財の新指定を三十一日発表した

【史蹟】特別史跡（五件）三重県松坂市本原宣長旧宅 同宅跡△広島県深安郡神辺町廉塾ならびに菅茶山旧宅△福岡県筑紫郡水城村大字太宰府跡△同郡太宰府町大野城跡（同郡水城村四王寺跡を含む）△同郡水城村水城跡

【史蹟】長野県相模郡松代町日本文学学校△広島市広島城△愛媛県越智郡宮窪町龍島城跡ほか六件

【名勝】特別名勝△京都市中京区二条城△三ヶ丸庭園△東京都文京区上皇土前町六義園△香川県高松市栗林公園△山梨県山梨市市中區摩那御岳昇仙峡△名古屋市中區南外堀町名古屋城△三ヶ丸庭園ほか

【天然記念物】岐阜県高山市総和町所在の飛騨国分寺の大イチョウ△コウノトリ（地域を定めず指定するもので主な生息地は兵庫県）ほか三件

【無形文化財】芸能関係（四件）文楽調子（うらいど）の式二番（埼玉県南埼玉郡蓮田町酒井鑿石神社）△藤守の出遊（静岡県志太郡静浜町藤井大井八幡宮）△水海の出衆舞（福井県今立郡上池田村水海福井神社）△工芸技術関係（六件）小千谷ちぢみ（ちぢみ）（新潟県北魚沼郡小千谷町小千谷織布技術保存会）△伊勢崎型紙（青森県、つき彫、糸入丸）（三重県鈴鹿市寺家町伊勢型彫刻組合）△四重（喜多川平明、山本熊太郎）△京都市上京区馬丸下立売上ル東西織物所△上絵付徳田八十吉△石川宗小松市大字町九五の一）存清（香川県）△香川県高松市古馬場町二四）菊壽（徳島県）△香川県高松市西浜新町）

1953 (昭和28) 年4月1日 中国新聞

参考：特別史跡指定当時の写真

特別史跡に指定された当時の講堂及び全景の写真を掲載する。



廉塾講堂—1950（昭和25）年9月—



廉塾全景（南西より）—1950（昭和25）年9月—

(4) 指定地の状況

ア 土地等の所有関係

廉塾ならびに菅茶山旧宅の水路を除く指定地（面積 2,923.36 m²）は、すべてが民有地であり、所有者は菅茶山の子孫一人の個人所有（土地、建物）となっている。なお、水路については福山市の所有となっている。

建物については、本章の「3 特別史跡の現状」で、配置や名称などを整理している。

イ 土地利用

廉塾ならびに菅茶山旧宅の指定地（面積 2,923.36 m²）の土地利用を、土地登記簿の地目からみると、廉塾・付属施設、米蔵、茶山旧宅、祠堂、寮舎、書庫などの建物が立地している地番は宅地となっており、全体の 67.1%を占める。

また、茶山旧宅や寮舎の南側には畑があり、地目も畑となっており、全体の 27.8%となっている。なお、地目は畑であるが、指定地の南東側の進入口付近には小広場があり、送迎スペースにもなっている。

指定地の北東側の樹林（一部竹林）となっている区域は原野であり、全体の 5.1%となっている。この他、指定地内には東西及び南方向に水路が通っている。

表 3-1 指定の地番及び指定面積（水路（福山市所有）は除く）

番地	地目	面積(実測)	構成比(%)	所有
635番地	原野	148.83 m ²	5.1	個人
640-1番地	宅地	170.02 m ²	5.8	個人
640-2番地	宅地	566.06 m ²	19.4	個人
640-3番地	宅地	1,224.52 m ²	41.9	個人
640-4番地	畑	564.03 m ²	19.3	個人
640-5番地	畑	249.90 m ²	8.5	個人
合計		2,923.36 m ²	100.0	すべて民有地



特別史跡の全景（2017(平成29)年2月13日、ドローンによる撮影）

特別史跡 廉塾ならびに菅茶山旧宅 (S=1:1,000)

■部分は史跡指定範囲

※640-3 は一部指定地外を含む (西側)



図 3-9 特別史跡 廉塾ならびに菅茶山旧宅の指定範囲 (指定地番)

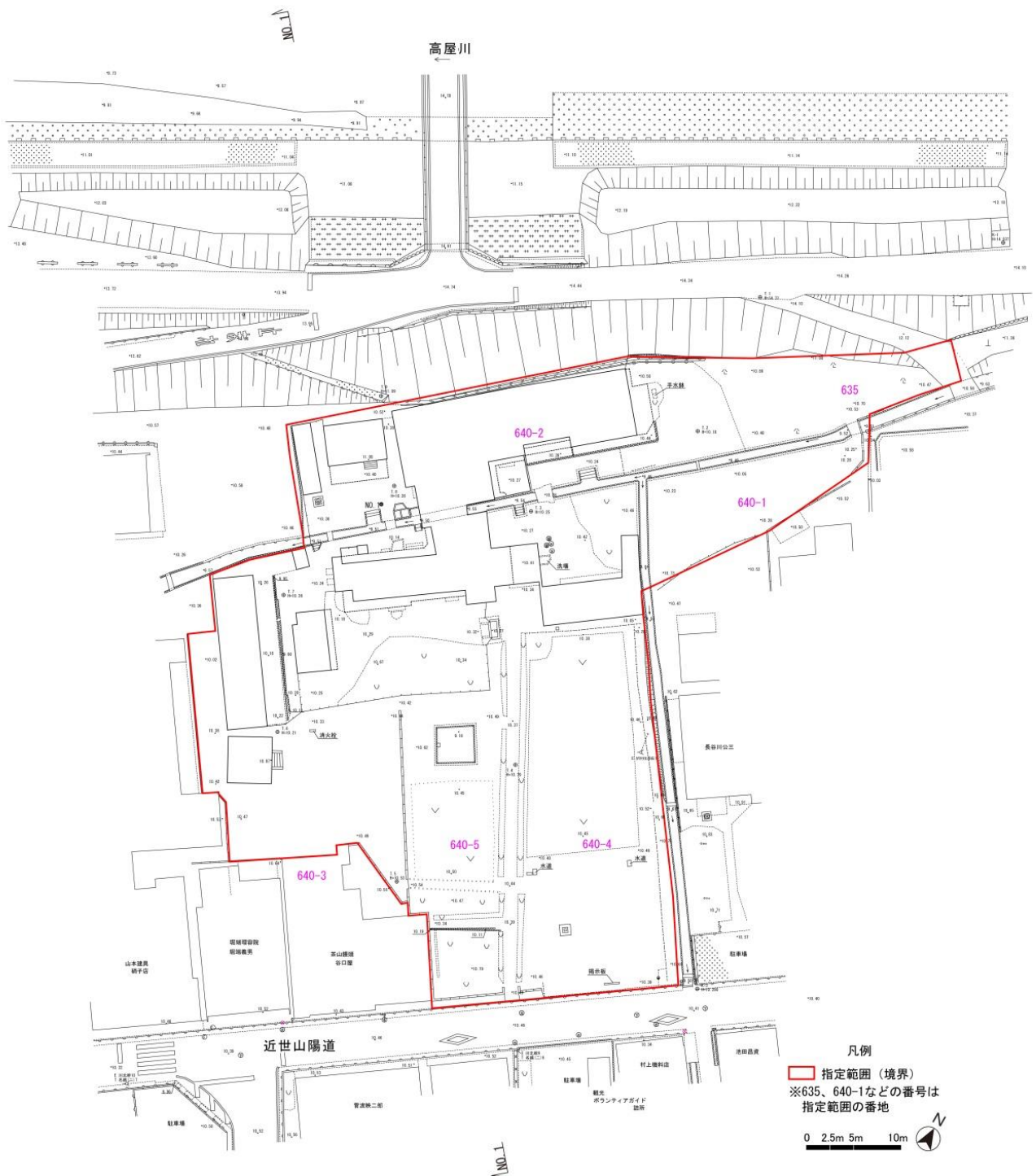


図 3-10 特別史跡 廉塾ならびに菅茶山旧宅の指定範囲 (地形図)

ウ 管理者・団体

<管理に関する広島県よりの通知>

「廉塾並菅茶山舊宅」の管理について、1935(昭和10)年3月25日付で広島県学務部長より神辺町長宛に、文部省宗教局長からの通牒があったことの通知が、次のようにあった。

これによって、実際上の管理は所有者があたることが認められている。したがって、水路部分は福山市、それ以外の指定地の大半は土地の所有者(個人)が担当することになる。

社兵第六九五号

昭和十年三月二十五日

広島県学務部長

深安郡神辺町長殿

史蹟廉塾並菅茶山舊宅管理ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ客月二十日発第一〇三六号ヲ以テ御回報有之候處右ハ所有者ヲシテ實際上ノ管理ニ當ラシムルモ差支ナキ旨文部省宗教局長ヨリ通牒有之候條御了知相成度候也。

エ 管理に関わる施設整備等の経緯

① 標識及び注意札の設置に関する申請

「史蹟名勝天然記念物保存法」の史蹟等の管理に関しては、内務大臣(1928(昭和3)年12月以降は文部大臣が主務大臣となり、文部省宗務課所管となった。)が地方公共団体を指定して管理に当たらせることができ、管理のための経費は当該地方公共団体が負担し、これに国が補助することができることとされた(同法第5条)。

このため、「廉塾並菅茶山舊宅」の保存施設として標識と注意札の設置について、1942(昭和17)年7月13日付で神辺町長及び管理者より文部大臣宛で次の国庫補助申請書を提出したが、実現しなかった。

神収第三四九〇号

昭和十七年七月十七日

広島県深安郡神邊町長 重政雄造

文部大臣 橋田邦彦殿

史蹟保存施設国庫補助ニ関スル件

別紙申請書ノ史蹟廉塾並菅茶山舊宅保存施設ニ對スル国庫補助金交付方相煩度此段及副申候也

史蹟廉塾並菅茶山舊宅保存施設ニ関スル件申請

史蹟名勝天然記念物保存法ニ依リ史蹟トシテ指定相成タル廉塾並菅茶山舊宅ノ保存施設ニ関シ別紙関係書類及圖面ノ通り實施致度ニ付何分ノ御指揮相受度尚右ニ要スル経費ニ對シテハ相當額国庫補助相成度此段及申請候

昭和十七年七月十三日

管理者 菅 好雄

文部大臣 橋田邦彦 殿

② 保存施設に関する広島県からの通知

「廉塾並に菅茶山旧宅」と「菅茶山の墓」の保存施設について、1949（昭和24）年2月4日付で広島県から次の通知があった。

昭和二十四年二月四日

広島県教育委員会事務局福山出張所長

関係町村長殿

史蹟名勝天然記念物の保存について

首標のことについて 文部省の指定したのものについては「史蹟名勝天然記念物ノ保存ニ関スル件依通牒」に依り標識を建設することになっているが 広島県指定のものも之に準じて建設するようにしたいから 貴町所在の左記記念物につき現状御調査の上 左記様式により二月十日必着を以て報告下さい

記

史蹟名勝天然 記念物の名勝	標識の 有無	己設置の場合 其の現状		
		数	材料並大きさ	記載文句

1. 廉塾並に菅茶山旧宅
2. 菅茶山之墓

昭和二十四年二月十日

深安郡神邊町長 亀川正雄

広島県教育委員会事務局福山出張所長殿

史蹟名勝天然記念物保存についての回答

本月四日附を以て史蹟名勝天然記念物の保存について御照会になりました件左記の通り報告申し上げます

記

史蹟名勝天然 記念物の名勝	標識の 有無	己設置の場合 其の現状		
		数	材料並大きさ	記載文句
廉塾並に菅茶山旧宅	—	—	—	建設準備中
菅茶山之墓	有	二	別紙の通り	別紙の通り

(別紙)

菅茶山之墓

一. 標式

1. 材料並に大きさ
松材ペンキ塗り七寸五分角，高さ六尺五寸（地上）
2. 記載の文句
（表面） 史蹟菅茶山の墓
（左右側）昭和十五年二月指定 廣島縣

二. 注意札

1. 材料並に大きさ
2. 記載の文句
（説明）

茶山名ハ晋帥，字礼卿，通称太中ト謂ヒ寛政元年二月此地ニ生レ長シテ京師ニ遊ヒ帰郷後黄葉夕陽村舎ヲ創メテ郷黨ヲ教ヘ後亦郷校ニ列シ廉塾ト改ム。備中ノ碩儒西山拙斎ト親交モ敦ク山陽其ノ塾頭タリシコトアリ。茶山詩名最モ高ク黄葉夕陽村舎詩，福山志料等ハ後世ニ顕ル所ナリ。文政十年八月没。年八十。

注意

- 一. 墓碑の毀損ヲ為サザルコト
- 二. 指定地域内ノ現状変更セサルコト

③ 「廉塾ならびに菅茶山旧宅」の標識及び注意札の設置について

1950（昭和25）年5月17日付で，次の通り管理者より文部大臣宛で申請書が提出された。これを受けて，昭和25年12月28日付で，広島県教育委員会教育長より次の通り通知があり，標識・説明板の設置となった。また，この時から史跡の表記が「廉塾並に菅茶山旧宅」から「廉塾ならびに菅茶山旧宅」となった。

史蹟保存施設に對する奨励金御下附方申請

一. 史蹟廉塾並菅茶山舊宅

所在 廣島縣深安郡神邊町大字川北六三五番，六四〇番ノ一，六四〇番ノニ，六四〇番ノ三，
六四〇番ノ四，六四〇番ノ五

右史蹟に對し左記保存施設を致したうございますから奨励金の御下附相仰ぎたく別紙仕様書及
図面相添へ申請いたします。

昭和二十五年五月十七日

廣島縣深安郡神邊町大字川北六百四十番地の三
右管理者 菅 好雄 ㊞

文部大臣 高瀬莊太郎 殿

記

- | | | |
|--------|-----|---------------|
| 一. 標 識 | 建設費 | 金壹万八千七百拾貳円 |
| 一. 注意札 | 全 | 金壹千七百四拾貳円五拾壹錢 |
| | 計 | 金貳万四百五拾四円五拾壹錢 |

廣教委社第六八九号
昭和二十五年十二月二十八日

廣島縣教育委員会教育長

深安郡神辺町長 殿

史跡廉塾ならびに菅茶山旧宅の標識及び説明札の記載文について

本年五月十七日付管理者より申請のあった貴部内首標史跡の標識及び説明札の記載について、この度
び文化財保護委員会より別添のとおり通知がありましたので、管理者にお知らせ下さい。

(別紙)

標識

- (正面) 史跡 廉塾ならびに菅茶山旧宅
- (裏面) 文化財保護委員会
- (側面) 昭和二十五年十一月建設

説明札

廉塾は江戸時代の有名な漢學者菅茶山が創始した學舎で、はじめは黄葉夕陽村舎といていたが、の
ちに茶山は福山藩に願って郷校とし廉塾と称した。域内を流れる用水路の北側に沿うて設けられ、玄
関の右のほうが講堂で、西のすみに土藏およびふろ等があり、用水路を隔てて寮が一棟ある。また塾
の南に用水路をはさんで茶山の旧宅がある。すぐれた學者の遺跡としてまた當時の教育施設の好例と
してよく旧態をとどめており昭和九年一月史跡に指定された。

このように貴重な文化財であり國民の寶であるから各自協力してこの史跡をたいせつに保護しなけれ
ばならない。

昭和二十五年十一月

文化財保護委員会

※設置費用については国庫より 10,000 円、神辺町より 10,000 円の補助金があった。

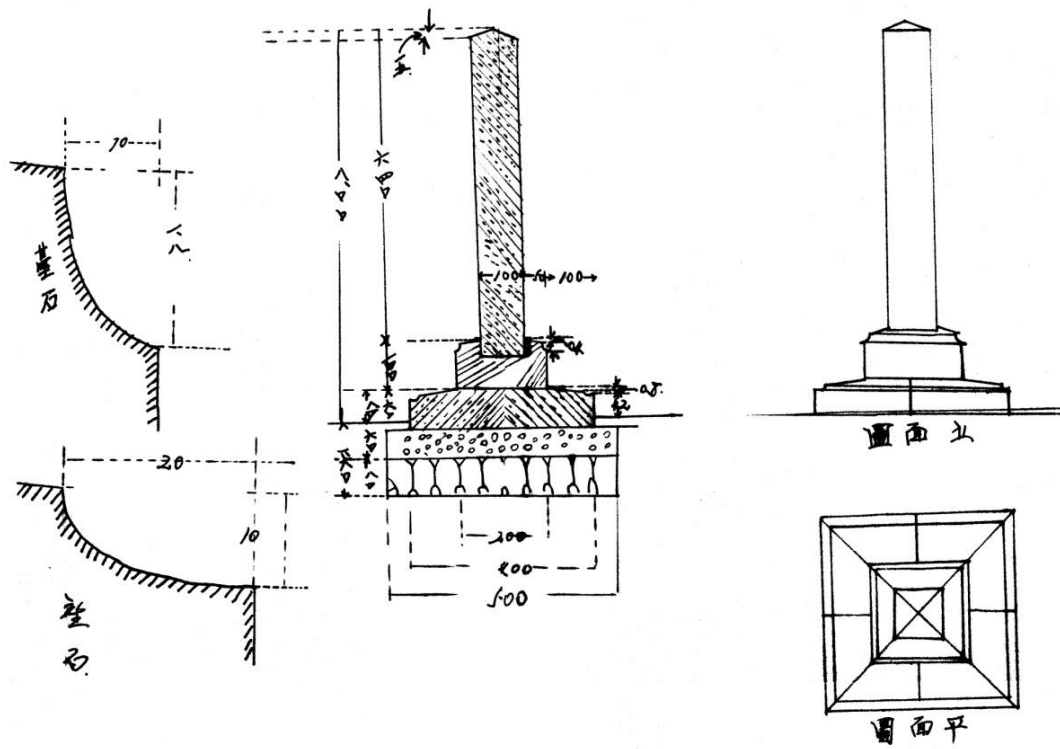


図 3-11 標識設計図



標柱—1969（昭和 44）年 5 月—



標柱と説明板—2002（平成 14）年 10 月—

3 特別史跡の現状

(1) 建物・工作物の配置と概況

1883（明治 16）年に、廉塾 3 代塾主の菅晋賢くわにかたが文部省に塾の概要と歴代の塾主を報告した文書がある。これによると、塾主は初代菅晋帥（茶山）、2 代菅惟繩（自牧斎）、3 代菅晋賢で、天明年間に開塾され、明治 5 年に閉塾したことが記されている。

明治 16 年菅晋賢文部省報告

一 名称 黄葉夕陽村舎ト號シ廉塾ト称ス

二 所在地 備後国安那郡神邊川北村

三 塾主氏名 天明年間ヨリ文政十年迄ハ菅晋帥天保年間ヨリ安政六年迄ハ菅惟繩慶応年間ヨリ明治五年迄ハ菅晋賢

四 学科 漢学朱子学ヲ主トシ傍ラ詩文ヲ為ス

五 教師の数 一名

廉塾ならびに菅茶山旧宅の構成物は主に建造物（建物及びその他工作物）・植栽・畑地からなる。これらの用途は、大きく分けて廉塾・付属施設、寮舎、茶山旧宅、茶山の父母と子孫を祀る祠堂、米蔵、書庫、米蔵・納屋・馬小屋・物置などの建物、及び養魚池、庭、菜園などからなる。

近世山陽道に面した表門と茶山旧宅の間には、菜園や養魚池が設けられている。茶山旧宅は、現在居住空間（非公開空間）として利用されており、中庭には築山が築かれ、中庭の西側には祠堂が存在する。さらに、その西側には米蔵・納屋・馬小屋・物置及び書庫があり、一方、中門を挟んで東側には寮舎が一棟現存する。

茶山旧宅と水路を挟んで北側には廉塾・付属施設があり、その西側には米蔵及び米搗小屋・物置・便所がある。この水路には石段が設けられており、塾生たちが筆や硯を洗っていたと伝えられている。

1934（昭和 9）年の史跡指定時と比較すると、灰小屋・納屋等の一部施設が無くなり、植生も一部変わっているが、基本的には当時の状況を今に伝えている。



1920(大正9)年の講堂（南西より）



同（南東より）

表 3-2 指定地内の建物（名称）と面積

名称	面積	構造形式
廉塾・付属施設	263.0 m ²	一部二階建, 切妻造, 棧瓦葺
茶山旧宅	276.1 m ²	二階建, 切妻造, 棧瓦葺
祠堂	27.5 m ²	平屋建, 切妻造, 棧瓦葺
米蔵・納屋・馬小屋・物置	64.0 m ²	平屋建, 切妻造, 棧瓦葺
米蔵	61.4 m ²	二階建, 切妻造, 本瓦葺
書庫	24.8 m ²	平屋建, 切妻造, 本瓦葺
米搗小屋・物置・便所	36.4 m ²	平屋建, 切妻造, 棧瓦葺
寮舎	48.5 m ²	平屋建, 切妻造, 棧瓦葺
表門	—	平屋建, 切妻造, 棧瓦葺
合計	801.7 m ²	



図 3-12 特別史跡 廉塾ならびに菅茶山旧宅の配置図

(2) 指定地及びその周辺の地形

指定地内の地形は、水路を除きほぼ平坦であるが、その中で若干のレベル差があり、その概況は次のようになる。

指定地の南側（畑、送迎スペースを中心とした区域）：標高 10.4m～10.6m程度

建物がある区域：概ね標高 10.3m前後（茶山旧宅の築山は 10.7m程度、水路は 9.5m前後）

北東側の樹林地：標高 10.4m～11.0m程度（土手側がやや高い）

周囲をみると、北側には高屋川の堤防（道路）が位置し、標高は概ね 14m代であり、指定地よりも 3～4m程度高くなっている。その他は指定地とほぼ同様のレベルにある。

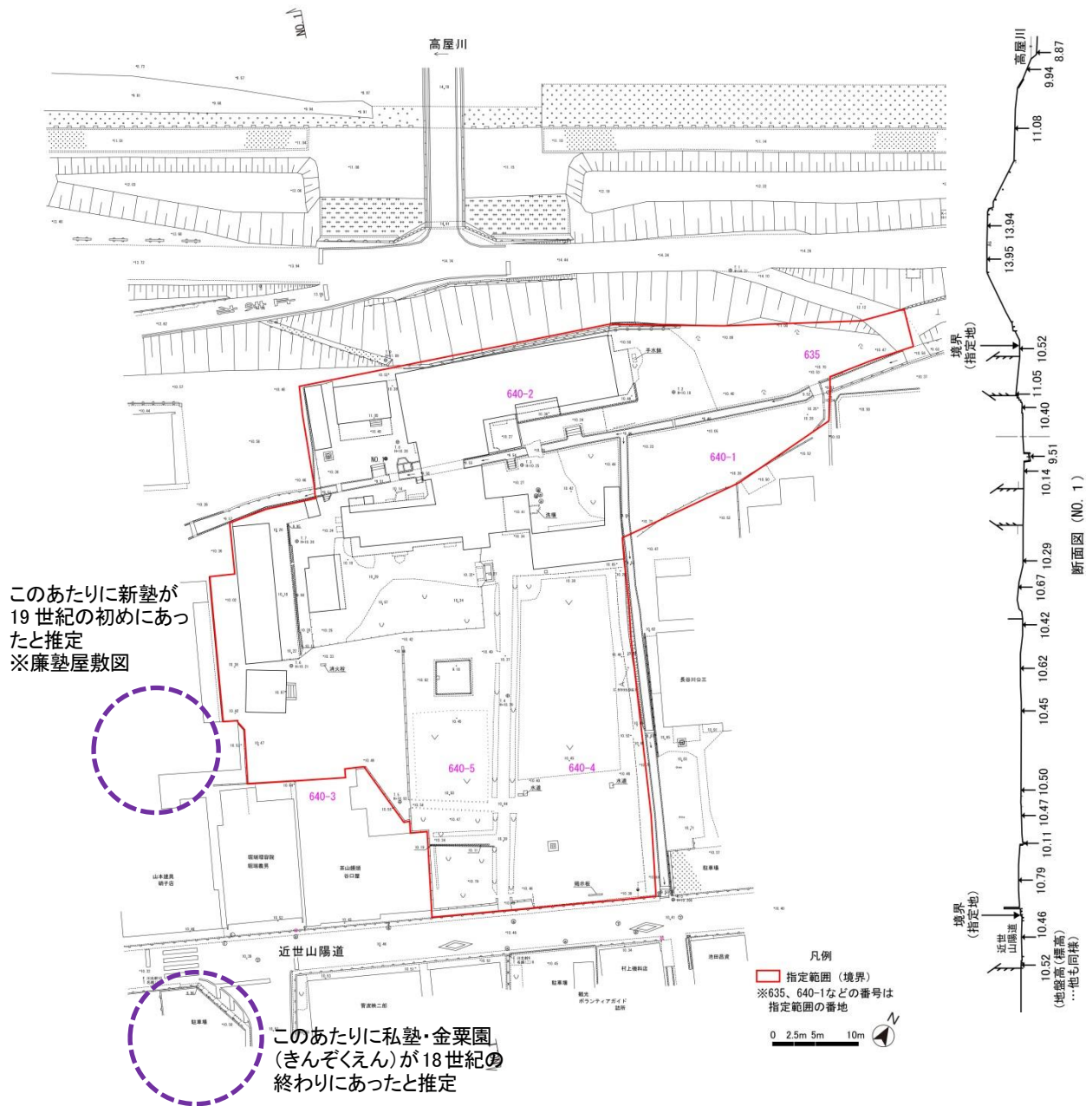


図 3-13 特別史跡 廉塾ならびに菅茶山旧宅の配置と地形

(3) 特別史跡の土地・建物の時代的特色及び修理の履歴

ア 土地・建物の時代的特色

廉塾については、これまで茶山 34 歳の天明元（1781）年頃、備後神辺に黄葉夕陽村舎という名称で開設されたとされてきた。ところが、最近、土地・建物の変遷と塾の名称について、新資料の発見や瞩目される論文等が刊行されている。ここでは、これらの研究と菅家への聞き取りに依拠するとともに、現時点で把握している廉塾関係図面の変遷から記述して行きたい。

① 土地の時代的特色

「廉塾屋敷図」（図 3-14、以下「屋敷図」という）は、文政 7（1824）年の「廉塾附田畑并年貢記」（『広島県史』近世資料編Ⅳ）に「田地絵図面出来掛り居り候へ共、いまた半分も出来不申候・・・」とあることから、この絵図面の一連のもので、この頃の廉塾の姿を表すものと考えられる。

この「屋敷図」では、東西水路北側の敷地背後に塘（土手）が描かれている。この塘の北端にはカキ（垣）が描かれていることから、ここまでが廉塾の敷地であったようである。現在は高屋川の堤防が嵩上げされて当時の数倍の規模になっており、堤防下端が境界となっている。

南側では、旧宅・寮舎の南には東西に長い田圃があり、その南には塾生の食卓に供されたとされる菜園が広がっている。東の水路沿いには長屋と貸家の敷地があるが、現在は菜園となっている。

② 建物の時代的特色

「屋敷図」には、東西水路の北側に廉塾（講堂）、タイ所（台所）、土蔵（米蔵）、小屋、フロバ（風呂場）、アライバ（洗場）、南側に茶山旧宅、中門、木小屋、南寮、モン（表門）が描かれており、敷地の中を流れる水路は、ほぼ当時のままである。

指定地外となるが、大道（近世山陽道）を挟んで南側に「本荘屋」・「新宅」・「酒店」などの文字が見える。「本荘屋」は東本陣の屋号である。「新宅」は、安永 4（1775）年頃に茶山が開いた居宅兼私塾（金粟園）のあった場所と考えられる。文化 4（1807）年の神辺宿大火では、川北村のほとんどが全焼し、茶山の居宅も類焼する。当時、茶山はこの居宅から塾に通っていたが、神辺宿大火の後は塾に居住するようになる。

廉塾講堂・台所 塾舎は寛政 2（1790）年頃に建てられたものである（「(2)菅茶山の業績と塾施設の関係」P107）。「廉塾誌」には、「馱道（近世山陽道）ヨリ右折シテ入ル事数十歩、乃塾門ニ入此ヲ南寮ト云。石橋ヲ渡左方ニ列スルヲ槐寮ト云、右方ニ列スルヲ学館トス」と記しており、廉塾講堂西側の建物が槐寮ということになる。さらに、「槐寮ハ厨也、寮ノ東檐ニ槐樹アリ故以名トス、（中略）、先生常ニ此寮ニ臥伏スル」とあり、槐寮が茶山の日常生活の場であったことがわかる。

この台所と講堂は弘化 3（1846）年の「廉塾家相図」（図 3-15、以下「家相図」という）では、接続して増築されている。1934（昭和 9）年の「廉塾平面図」（図 3-16、以下「平面図」という）には、槐寮のあった場所を「旧台所板場」・「道具置場」・「土間」と記されている。明治時代から水路南にあった風呂場は、1955（昭和 30）年に川北地区に上水道が敷設された時に旧台所を改造して現在の場所に移された。

二階の板間（6 畳）・和室（8 畳）については、一部を除いて明治時代の長持ち・書簡などが収納されており、旧宅西側が増築された 1887（明治 20）年頃の晋賢による増築と考えられる。

土蔵 「屋敷図」・「家相図」・「平面図」と同じ位置にあり、現在は庇が付けられ二階建となっている。講堂・旧宅の一部・台所・小屋とともに廉塾で現存する一番古い建物である。

小屋 「平面図」の米搗小屋・物置・便所にあたる。「家相図」の付紙には「此所之白場建テ申度」とあり、米搗小屋は弘化 4 年頃に改築されたようである。

茶山旧宅 「屋敷図」では 6 畳二間とナント（納戸板間）のみであるが、文政 3（1820）年頃と考

えられる松前藩家老・蠣崎波響^{かきざきはきょう}の「廉塾図」には二階が描かれており、現在は板間（10畳）となっている。

「家相図」の間取りでは、納戸板間・玄関・玄関土間・廊下・便所が描かれており、茶山時代の増築と考えられる。書斎（4畳）は2代塾主自牧齋による江戸時代末頃、旧宅西側の中之間（6畳）・新座敷（8畳）・二階和室（8畳）は晋賢による1887年頃の増築と伝えられている。



「廉塾図」 蠣崎波響画・岡本花亭賛

寮舎 塾に3棟あったとされる槐寮^{なんりょう}・南寮^{けいりょう}・敬寮のうち南寮にあたる。「南寮生徒ノ寓居スル所ナリ」（「廉塾志」）とあり、南寮は生徒たちが生活する場であったことがわかる。

ただし、「屋敷図」・「家相図」・「廉塾図」ともに南寮は中門の東に描かれているが、現存する寮舎の配置は門から南にずれている。弘化4年以降、現在の位置に改築されたものと考えられる。

中門 旧宅と南寮の間に位置しており、「屋敷図」には東西水路に架かる石橋が現在より西に描かれている。中門の北にある目隠塀には水路を挟んで正面に潜り戸があり、元々はこの通って塾に入っていたと伝えられている。茶山が福山藩儒となって講堂に敷台が作られると、石橋は現在の位置に移動したものと考えられる。なお、「家相図」では門の両袖に壁が描かれている。

木小屋 「屋敷図」の木小屋は、「家相図」の木部屋にあたるが現在は存在しない。「家相図」には現在の米蔵・納屋・馬小屋・物置と同じ位置に建物増築計画の輪郭線が描かれていることから、弘化3年頃に現在地へ増築されたものと考えられる。

書庫 「閻塾蔵書記」は廉塾の蔵書を書き上げたもので、3度に渡って行われている。2度目の調査は享和元（1801）年に行われており、塾生の増加に対応するために作られた廉塾に金粟園の蔵書を移動させたことに伴うものであった。3度目は文化5（1808）年である。この前年に神辺宿は大火に見舞われており、前2回で把握した蔵書の再確認を行うべく、改めて網羅的な調査が実施されたと考えられている。

「門堂新築費用録」は、文政9（1826）年から翌年5月にかけての帳簿である。茶山が没するのは文政10年であり、死の直前まで塾施設の充実を図っていたことがうかがわれる。

「平面図」に描かれておらず「家相図」に描かれている廉塾の主要な建物は「書庫」と「表門」であることから、文政10年頃の建築と考えられる。

表門 「屋敷図」では現在の表門より西にあり、現存する井戸も描かれている。左右にはへい（土塀）があり、道は旧宅の前で右折して中門へ至る。「家相図」では現在の位置に移築されているが、書庫と同じく茶山晩年の文政10年頃と考えられる。

祠堂 「家相図」では、旧宅の南側に二棟の建物増築計画線が描かれている。また、木部屋の付紙には「此木部屋 一間はかり南へ置へし」とある。木部屋から南へ一間の位置は、現在の祠堂の位置に当たることから、祠堂は米蔵・納屋・馬小屋・物置と同じ弘化3年頃の建築と考えられる。

なお、「家相図」で描かれた旧宅南側の二棟の建物増築計画は、何らかの理由で祠堂のみが建てられ、明治時代になって、家族の居住用として旧宅西側と二階部分が増築されたのであろう。

祠堂には茶山の父母である樗平・半の位牌から始まり、茶山と一族の位牌が安置されている。なお、祠堂には浴室・茶室・位牌室があり、沐浴した後に茶を喫して祭祀を執り行っていたのであろうか。

客門 客門は禮太郎が1923(大正12)年に広島高等師範学校教授としての実績に対して、従四位の叙勲を受けた時、奉幣使を迎えるために建てられたものである。板に竹を挟む様式の板塀もこの時期に中庭を取り囲むように作られたものであり、客門は忍び返しを設けており、祠堂と平行に位置している。

位置関係からすると、西側土塀もこの頃のものと考えられる。

養魚池 「屋敷図」には廉塾講堂の東側に前池(東池)が描かれているが、養魚池は描かれていない。養魚池には「廉塾養魚池、政西抄冬為」と彫られた石柱が建てられており、「菅茶山日記」の文政8(1825)年冬に「東池(前池)を浚い、小魚数十匹を移す。新池に鯉を放つ」とあることから、現在地に移されたのは文政8年末の酉年と考えられる。

この池は来訪者の食事に供する鯉などの淡水魚を養殖していたことから、養魚池と呼ばれている。菅家では、神辺宿大火の教訓から、養魚池に防火用性格を合わせ持たせて、掘削した土は中庭の築山に利用したと伝えられている。

新塾 文政年間とされる「菅太中存寄書」には、「人々住居いたし候家へいまた無之候、大抵堯左(門田朴齋)ハ吉十後口之新塾と申す所の小池を埋め、夫に立そへをいたし居(建て増しする)候て可然候」とある。「屋敷図」では、カキ(垣)に囲まれ、廉塾の南西に位置している。茶山を補佐する塾頭の住まいであったが、指定地外にあたり、現存しない。

以上、各建物の年代は廉塾関係図面と黄葉夕陽文庫等からのものであり、建物調査からの年代推定ではないが、茶山の晩年から2代自牧齋によって廉塾は次第に増築され、閉塾後の3代晋賢の明治時代になって旧宅が大幅に増築されたものと考えられる。詳細については、今後の復旧・整備事業の中で明らかにしていきたい。

《引用文献》

岡野将士「黄葉夕陽村舎の由来とその教育」『広島県文化財ニュース』
菅波哲郎「廉塾の池と寮について」『広島県文化財ニュース』第209号
菅波哲郎「菅茶山の「自宅」と「塾」について」

『広島県立歴史博物館研究紀要 第16号』平成26年

福山市『福山市史—近代現代資料編Ⅲ 教育・文化—』2015(平成27)年3月

《参考文献》

「廉塾誌」

・塾の概要、周囲の地形、学者の配置、茶山と交流のあった人物、主要な講師10人の名前や人物像がまとめられている。講堂(学館)、南寮(生徒の生活する場所)、槐寮(台所)としており、この時期、茶山の日常生活の場は、槐寮であったことなどが記されている。

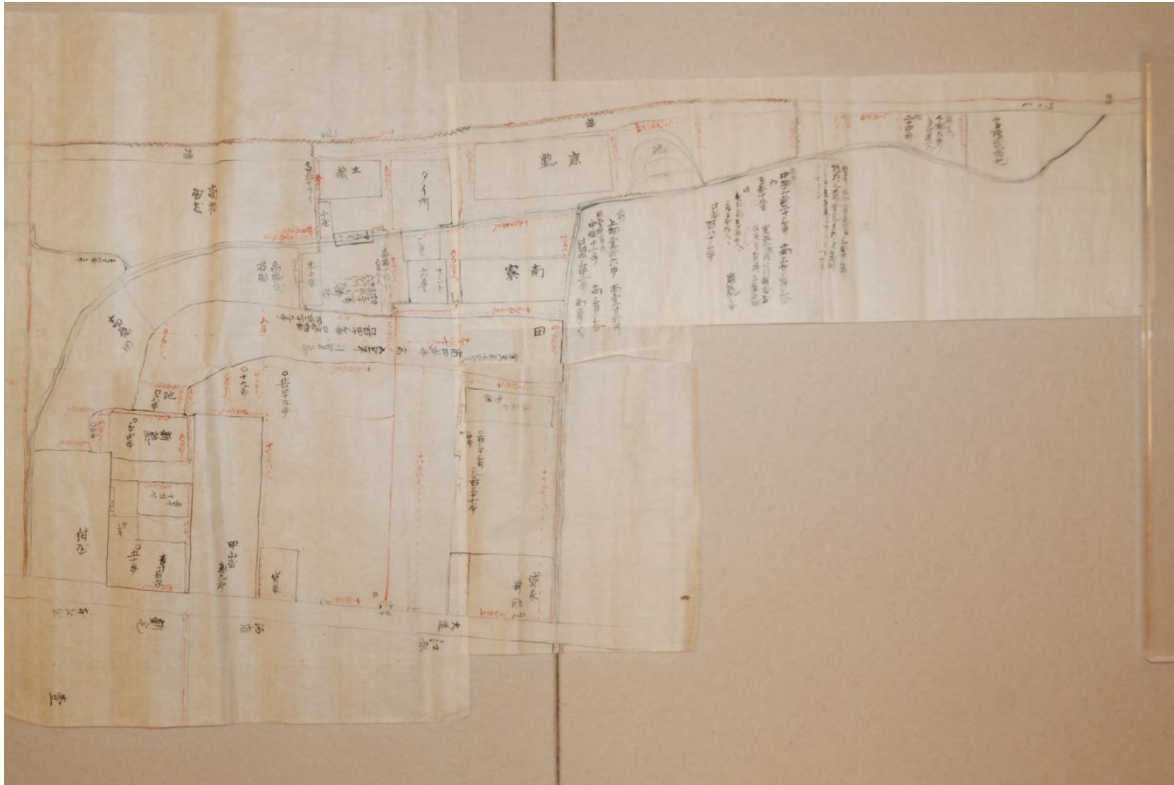
「菅太中存寄書」

・茶山の遺書であり、塾経営に関する心得を記したもの。文政3(1820)年に書いたものを最晩年に補筆し、学問所世話人と塾の後継者、さらに大目付などの役人に差し出している。

「閭塾蔵書記」(寛政12(1800)年～文化5(1808)年)

・廉塾の蔵書は現在約5,000冊余りに上る。閭塾蔵書記には、茶山の末弟恥庵の死後、享和元(1801)

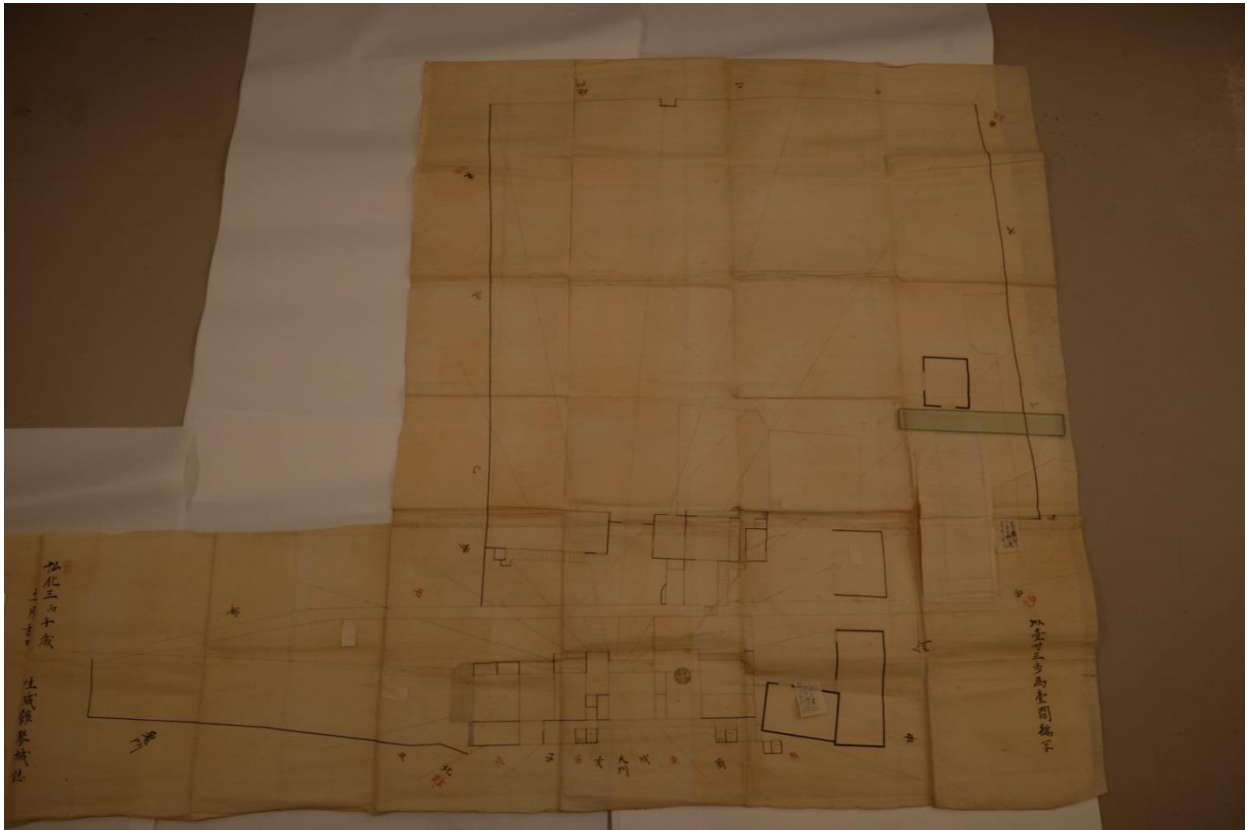
年に金粟園（恥庵の居所）から廉塾に移された書籍 438 冊と、神辺大火の後の文化 5（1808）年の蔵書目録より通算して 1264 冊の書籍があることが記され、蔵書の管理の様子がうかがわれる。



廉塾屋敷図(文政 7 (1824) 年頃)



図 3-14 廉塾屋敷図(文政 7 (1824) 年頃)のトレース図



廉塾家相図(弘化3(1846)年)

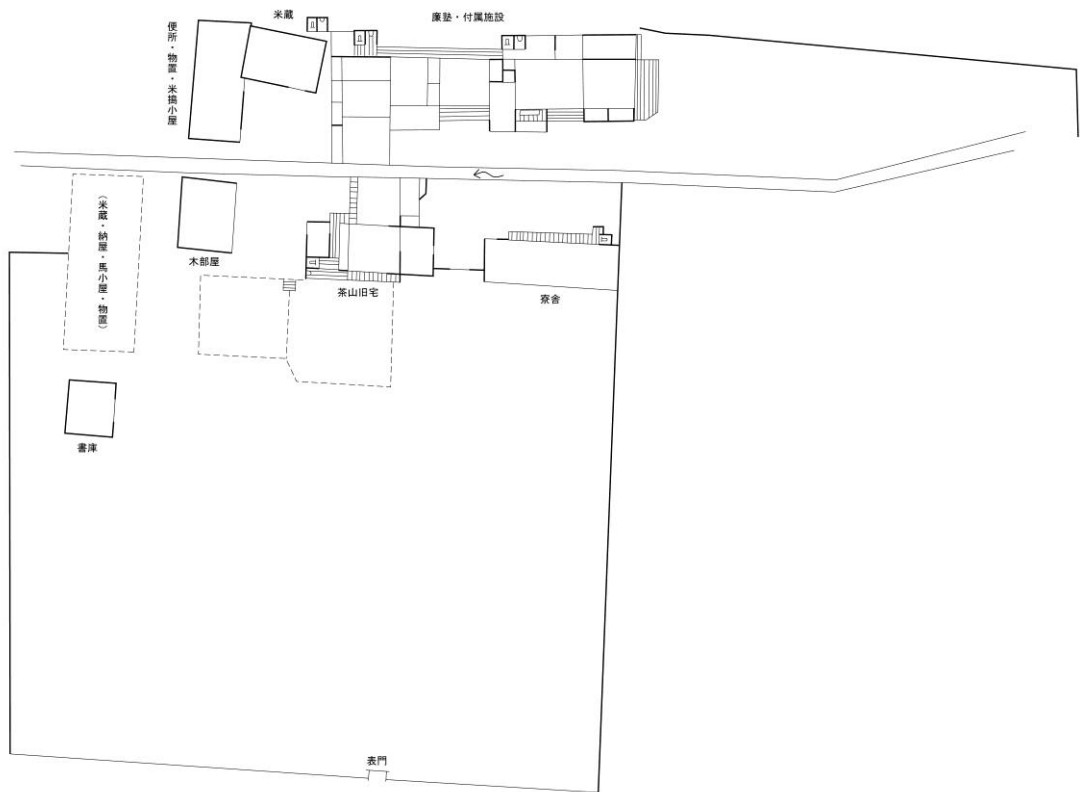
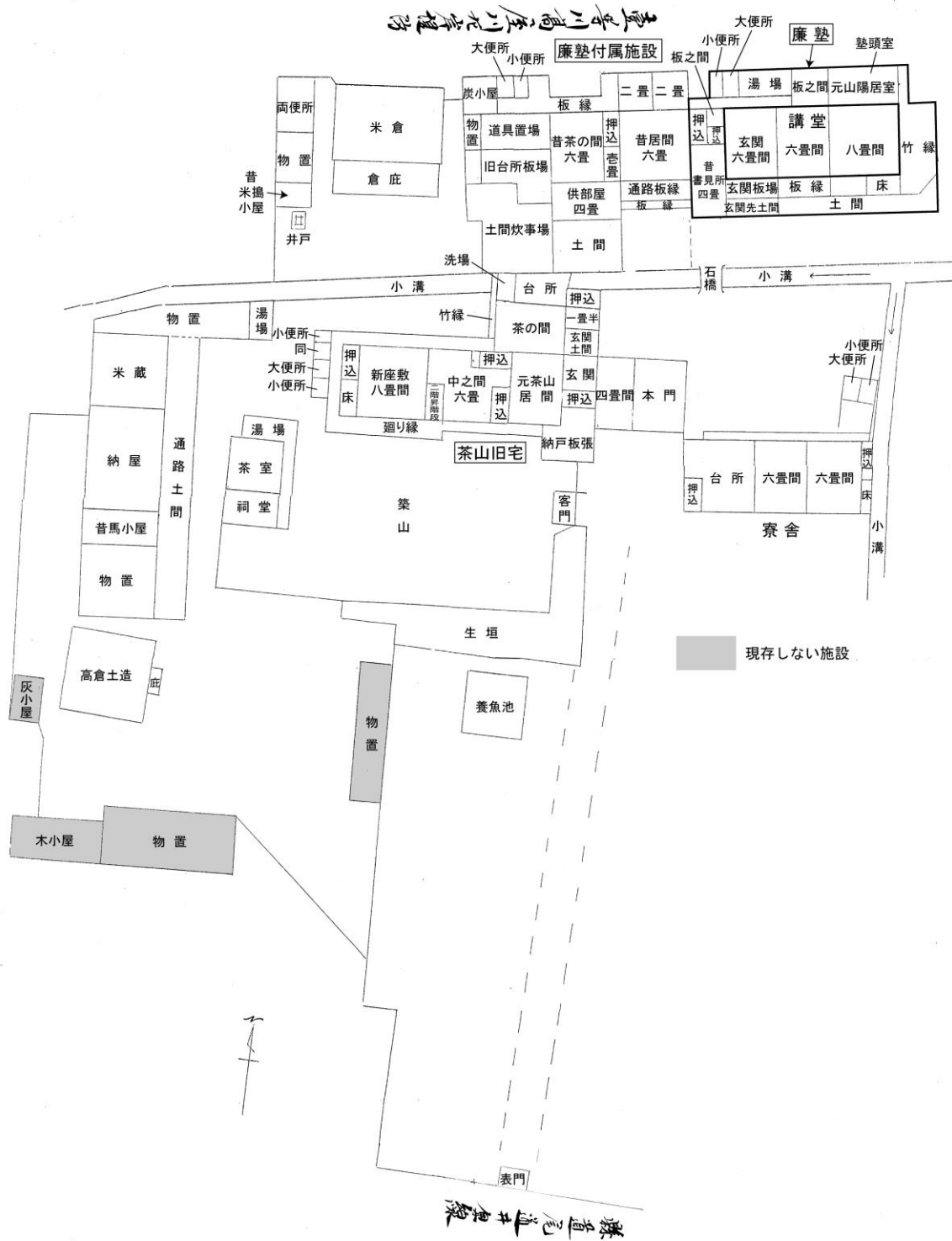


図 3-15 廉塾家相図(弘化3(1846)年)のトレース図



昭和9年(1934年)1月22日 国史跡指定時

图 3-16 廉塾平面图 (1934(昭和9)年)

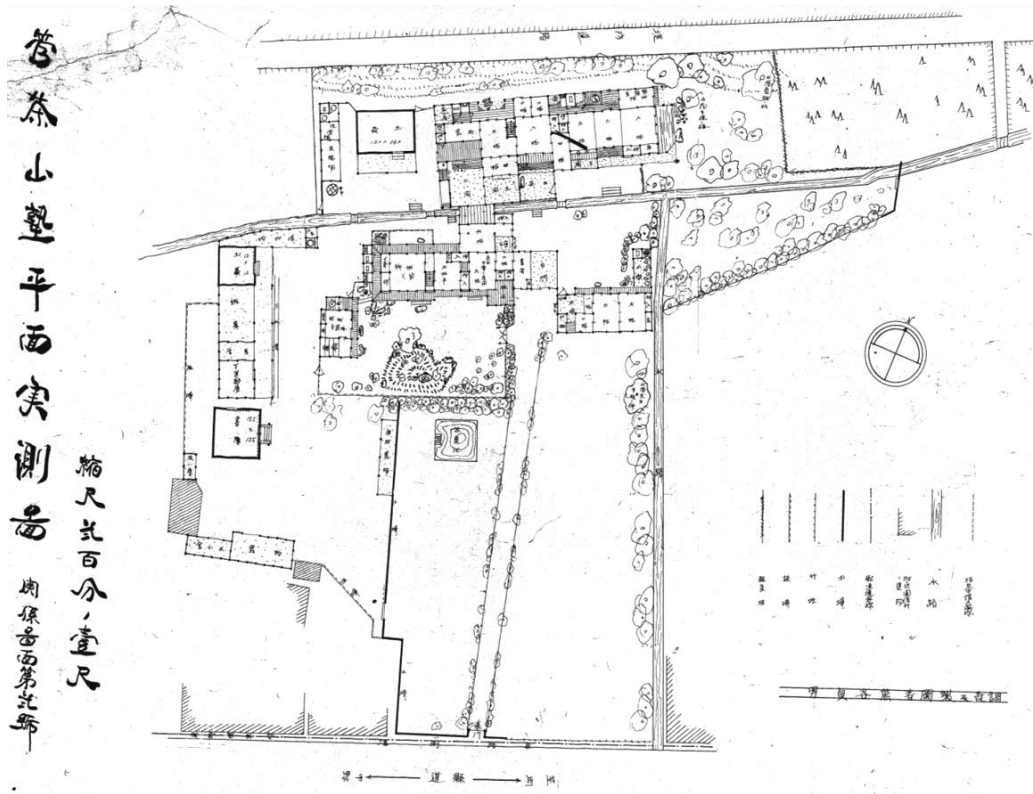


图 3-17 菅茶山塾平面実測図 (1953(昭和 28)年)

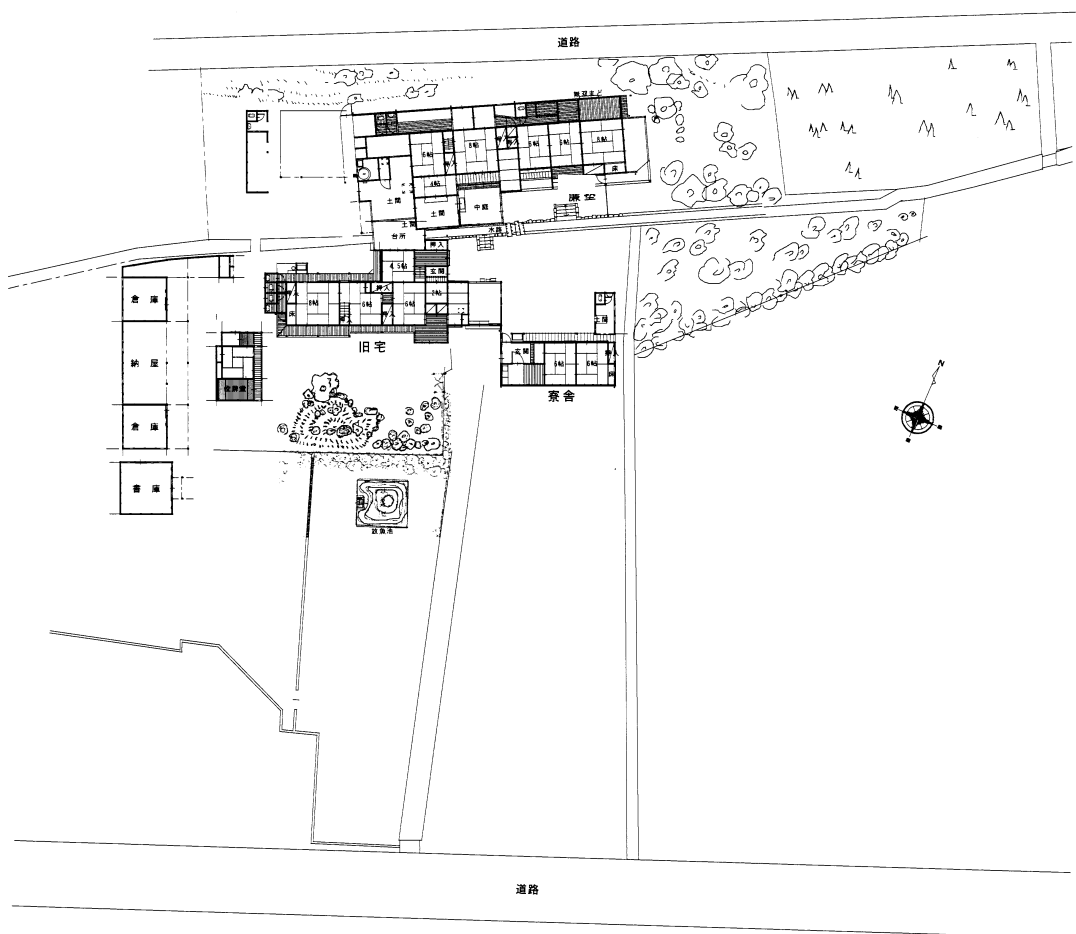


图 3-18 廉塾平面図 (2016(平成 28)年)

③ 廉塾ならびに菅茶山旧宅の施設年代の基本的な考え方と変遷の一覧

前述の土地及び建物の変遷を踏まえ、廉塾ならびに菅茶山旧宅の施設年代の設定などに関する基本的な考え方を下記のように整理する（1～14）。

こうした考え方に基づき、廉塾ならびに菅茶山旧宅の土地・建物の変遷を一覧にしたものが表3-3である。

なお、表3-3の下には、文政7(1824)年頃、文政10(1827)年～弘化3(1846)年、1887(明治20)年頃～1934(昭和9)年の3時期における整備の履歴図（順に「廉塾屋敷図」「廉塾家相図」「廉塾平面図」をもとに作成）を載せている。

- 1 金栗園きんぞくえんの名称は、天明5(1785)年の「藤井暮庵日記」に初めて出てくるが、廉塾の鐘には安永4(1775)年の銘があり、この頃最初の私塾が開かれた。
- 2 東西水路は「天和3年(1683)安那郡川北村絵図」に描かれているが、南北水路は廉塾敷地を斜めに走っている。最初に南北方向が確認できるのは、「廉塾屋敷図」。
- 3 塾舎の新築は「寛政2(1790)年8月、新屋敷」造成のために福山藩が丈量を行ったこと（「廉塾屋敷図」の書き入れ）と、「当駅町裏に六間に弍間半之家一ヶ所瓦葺に仕り建て置く」（「神辺間塾記」寛政8(1796)年）から寛政2・3年頃と考えた。
- 4 黄葉夕陽村舎・廉塾の開塾は福山藩へ塾開設を願い出た寛政3年か翌寛政4年頃である。
- 5 寛政8(1796)年に福山藩の郷校となり、廉塾又は神辺学問所と呼ばれるようになる。
- 6 「廉塾屋敷図」の年代については、文政8(1825)年末に掘られた養魚池が描かれていないこと、「廉塾附田畑并年貢記」（『広島県史』近世資料編Ⅳ）の記述から文政7(1824)年頃と考えた。
- 7 弘化3(1846)年の「廉塾家相図」に記載のある建物で、茶山晩年の「門堂新築費用録」（文政9・10年）の建物は、「表門の移築」と「書庫」と考えた。
- 8 「廉塾家相図」に描かれているが、「廉塾屋敷図」に描かれていない建物を茶山没後(1827)から弘化3(1846)年の間と考えた（塾と台所の接続、旧宅四畳間の増築等）。
- 9 「廉塾家相図」には増築予定建物の米蔵・納屋・馬小屋・物置が描かれていることから、これらの付属施設は弘化3年頃と考えた。また、付紙の「この木部屋南に一間ばかり移すべし」という記述から、旧宅南側の予定建物は祠堂のみとなり、祠堂西側の側溝も同じ頃で、旧宅の増築は閉塾後の明治20年頃まで延びたものと考えた。
- 10 「廉塾家相図」では寮舎が現在の寮舎の北に描かれていることから、寮舎建替は弘化4年以降と考えた。
- 11 廉塾の本質的価値を持つ建物は、寛政2(1790)年頃の塾舎建築から明治5年の閉塾時にあった建物群と工作物と考える。
- 12 これまで茶山にばかり注目が集まっていた。基本的には茶山で良いであろうが、2代自牧斎も同じくらい塾主を務めており、現在の廉塾の景観形成に影響を与えたと考えられる。
- 13 菅好雄氏は、父禮太郎と祖父晋賢を同じ1923(大正12)年に亡くしているが、12歳の頃まで晋賢と接している。晋賢は茶山の没後に生まれており、塾主の期間も短かった。閉塾後旧宅と廉塾・付属施設を増築したことは、菅家の伝承のとおりだと考えられる。
- 14 板塀・客門の増築時期には好雄氏は幼少期であり、恐らく禮太郎の妻・美津枝が親族などで行ったものであろう。

表3-3 土地・建物の変遷一覧

塾主		菅茶山(1748~1827)							菅自牧齋(1810~1860)		菅晋賢(1842~1923)		—			
年代		安永4年 (1775)頃	天明5年 (1785)頃	寛政2年 (1790)頃	寛政4年 (1792)頃	寛政8年 (1796)	文化4年 (1807)	文政7年頃 (1824)	文政10年 (1827)頃	文政10~弘化3年 (1827~1846)	弘化3年 (1846)頃	明治5年 (1872)	1887年 (明治20)頃	1923年 (大正12)	1934(昭和9)年・史跡 1953(昭和28)年・特別史跡	2016年 (平成28)
指定地外	塾名称	不明	金栗園・新塾							—	—	—	—	—	—	—
	塾舎兼居宅	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	新塾	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—
塾名称		—		不明	黄葉夕陽村舎・ 間塾	廉塾・神辺学問所							閉塾後			
東西水路より北	塾舎	—	—	○	開塾	○	○	○	○	廉塾と付属施設接続	○	閉塾	二階増築	○	○	○
	台所(槐寮)	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	土蔵(米蔵)	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	小屋	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	洗場	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—
	風呂場	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—
	前池(東池)	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
	東土塀	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○
	東西水路	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	養魚池	—	—	—	—	—	—	文政8年	○	○	○	○	○	○	○	○
	茶山旧宅	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	旧宅西側・階増築	○	○	○
	寮舎(南寮)	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	中門	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	木小屋(木部屋)	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○
米蔵・納屋・馬小屋・物置	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	
東西水路より南	表門	—	—	—	—	—	—	○	東へ移築	○	○	○	○	○	○	○
	祠堂	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	
	書庫	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	
	風呂場	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	
	客門・板塀・生垣	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	
	西土塀	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	
	灰小屋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	
	木小屋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	
	納屋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	
	納屋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	
南北水路	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

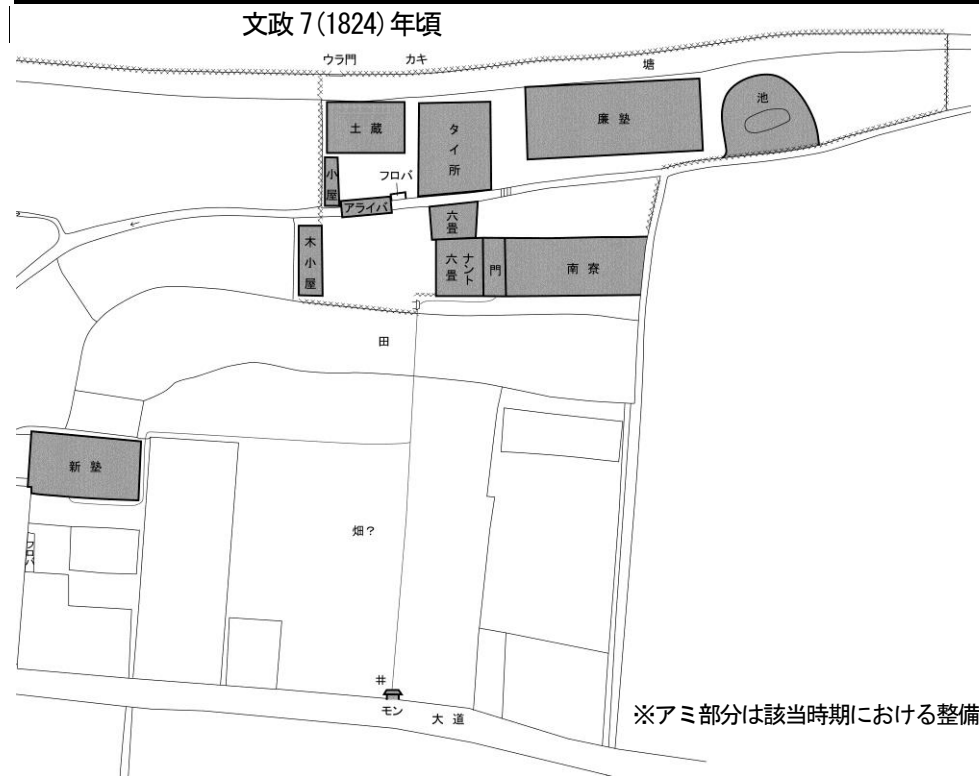


図3-19 廉塾屋敷図をもとに作成

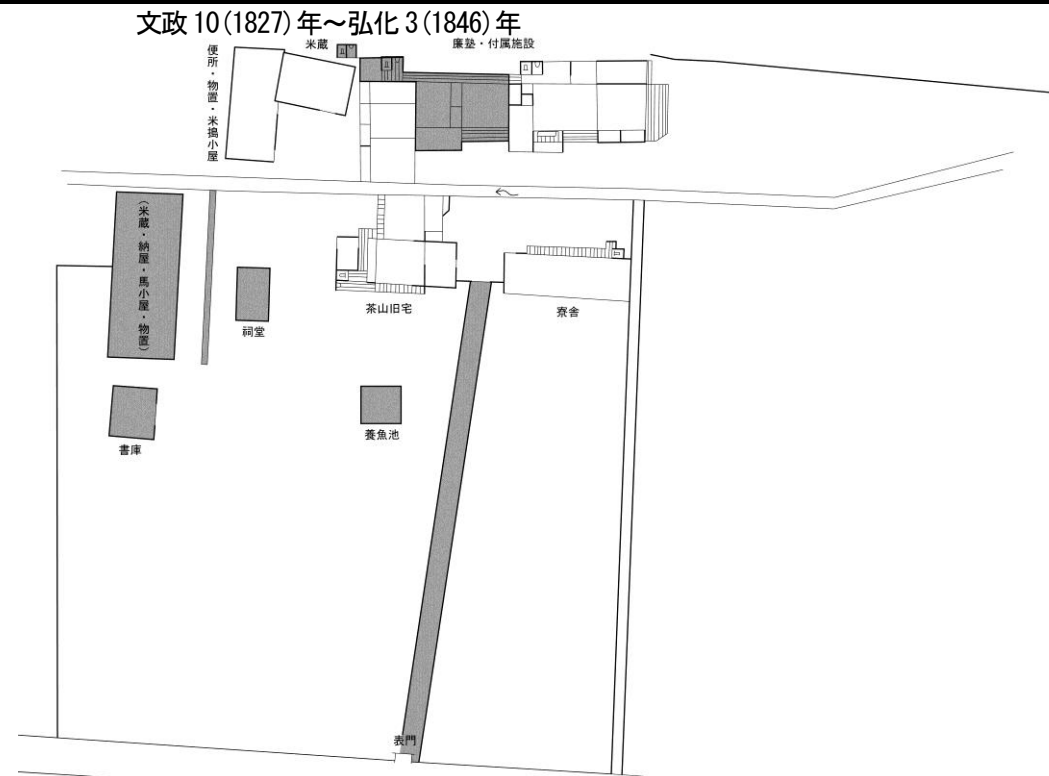


図3-20 廉塾家相図をもとに作成

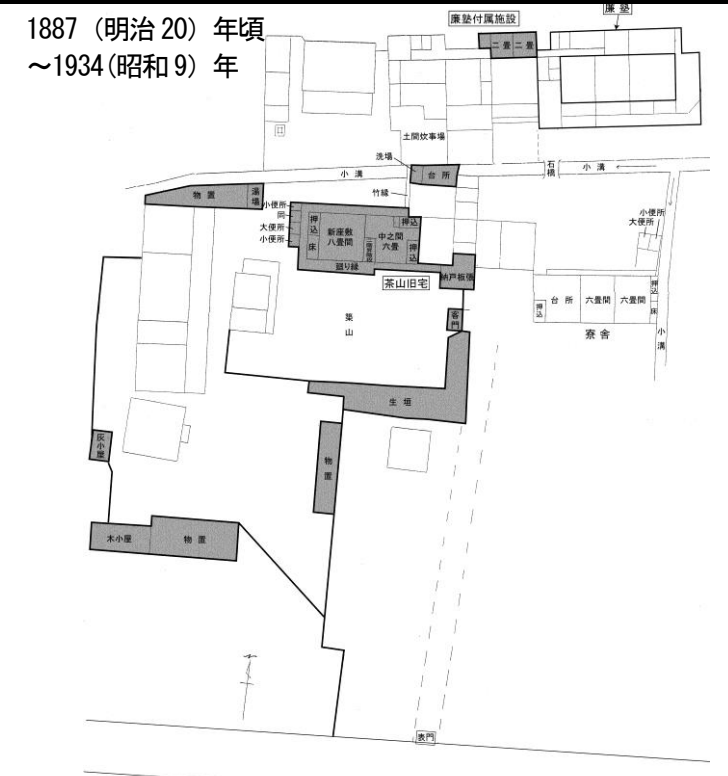


図3-21 廉塾平面図をもとに作成

イ 修理の履歴

廉塾ならびに菅茶山旧宅の修理の履歴については次のとおりである。

表 3-4 廉塾ならびに菅茶山旧宅の修理の履歴（1 / 3）

事業実施日	場 所	修理内容
1955(昭和 30)年度 1956(昭和 31)年 3. 4 ～3. 31 1956(昭和 31)年度 1956(昭和 31)年 4. 1 ～5. 21 ※繰越による 2 か年 の工事	表門及び塀	表門：屋根瓦葺替，破風の復元。 塀：解体し基礎を整え，取替を必要とする木材を取替え，建込み竹小舞を掻き，土壁を塗り付け白漆喰仕上げとした。 塀外養生：境界に車止め立石を建て，コンクリートで固め化粧砂利を敷き詰めた。
	中門	壁：表の壁の破損箇所の中壁，上塗及び軒裏の修理。 建具：敷居を新補，鴨居・格子戸の破損を補修。 屋根：全体葺替，野地竹の腐朽箇所補修，破損瓦の新補。
	目隠塀	解体修理。 木工事：柱は在来のものを使用，腐朽箇所は根継をする。 腰羽目板は在来のものを使用，屋根・腕木・絵振板破風の破損箇所の修理，竹連子はさらし竹で補充。潜戸は一枚檜材で新補。 壁：小舞壁で真壁とし，漆喰塗に仕上げた。 屋根：屋根板のない工法で在来通り葺替えた。
	廉塾講堂	屋根：瓦屋根の全体葺替。野地板の部分補修，土居葺は機械扮二寸に葺立てた後杉皮を葺き，葺土を適度に並べ，要所を釘止め及び銅線止めとした。棟積みは中門に準じた。 畳の間外：腰板，障子，敷居の破損箇所修理。 東縁及び建具：縁側の竹，板の腐朽箇所取替修理。縁束の修理。雨戸敷居・障子敷居の取替。塾頭室の雨戸廻り修理。 雨落溝：コンクリート打ちの上，モルタル塗り刷毛引とした。モルタルには顔料を混入し，赤土粘土叩きの様に仕上げた。 裏排水溝：凹状に裏側堤の土留石垣に添いコンクリートで作成，建物の排水溝とした。 板塀：排水のコンクリート上に柱，控柱をボルトで固定し，黒板を張り目板打とし，笠木を取り付けた。
	廉塾付属施設・台所	中庭上口，縁：縁板の腐朽箇所取替。 雨落：縁石は玉石を並べコンクリートで固めた。 屋根：葺替は前各項に準じ，壁，軒裏も落下箇所を修理。 内部小修理：台所内部の鴨居その他腐朽箇所の修理。 妻両切り修理：妻壁に取り付けた瓦の両切りの化粧，目壁の破損修理。
	茶山旧宅・付属屋	倉庫：倉庫裏側の壁の上塗，正面の庇の雨漏修理。

表 3-4 廉塾ならびに菅茶山旧宅の修理の履歴（2 / 3）

事業実施日	場 所	修理内容
1968(昭和 43)年度 1969(昭和 44)年 2. 10～3. 25	防災施設設置	廉塾講堂，附属施設，菅茶山旧宅，寮舎，位牌室への防災施設設置。
1972(昭和 47)年度 1972(昭和 47)年 12. 11～1973(昭和 48)年 3. 20	廉塾講堂 練塀	S46年の台風の影響により講堂家屋の雨漏り，外壁の破損，木部の腐朽がひどくなったこと，及び土塀の倒壊があった。 講堂：屋根瓦葺替及び木部の腐朽箇所取替。外壁破損箇所改修及び雨戸樋の取替。 練塀：倒壊塀復旧と一部修理。
1975(昭和 50)年度 1975(昭和 50)年 11. 15～1976(昭和 51)年 2. 14	茶山旧宅	建物の建付を直し，屋根瓦葺替と木部腐朽，破損箇所取替，内外壁の塗替，建具の修理を行う。
	書庫	外部壁の瓦タイルの修理。
	養魚池	在来石垣を築替え，池底に砂利を敷く。
1976(昭和 51)年度 1977(昭和 52)年 1. 5～3. 22	寮舎・祠堂	建物の建付を直し，屋根瓦葺替及び木部の腐朽，破損箇所取替，塗替。壁の腐朽箇所取替。建具の取替・修理。
	米蔵	屋根瓦の葺替，木部の腐朽・破損箇所取替。外壁などの漆喰の塗替。
	板塀，竹矢来	在来どおりに復元。
1977(昭和 52)年度 1978(昭和 53)年 1. 28～3. 22	納屋	屋根瓦葺替，建物の建付直し，木部不朽箇所取替，壁塗替，建具・戸樋取替。
	正門，中門，練塀	屋根瓦葺替，木部不朽箇所取替，壁塗替，練塀壁上塗
	東土塀	倒壊した土塀の復旧
1986(昭和 61)年度 1987(昭和 62)年 1. 1 ～3. 3	廉塾講堂	屋根，壁，部分修理。廉塾及び旧宅の屋根雨漏り箇所補修と野地の腐朽箇所取替える。また中庭出入口塀の屋根は全面葺替えた。
	茶山旧宅	
1991(平成 3)年度 台風災害による災害復旧事業	練塀	養魚池西側の練塀が台風の影響で倒壊したため，災害復旧事業で復旧した。
1993(平成 5)年度 1994(平成 6)年 1. 1 ～3. 31	塾附属施設西突出部	塾附属施設西突出部（二階建ての南西）及び南面庇南半部の屋根葺替，野地，軒廻りを補修した。（補修面積 55.0 m ² ）

表 3-4 廉塾ならびに菅茶山旧宅の修理の履歴（3 / 3）

事業実施日	場 所	修理内容
1994(平成 6)年度 1994(平成 6)年 12. 1 ～1995(平成 7)年 3. 31	県史跡「菅茶山の 墓」環境整備	菅茶山の墓の須屋及び石製の玉垣・石積基壇を解体し、須屋は新補、石製玉垣と石積基壇は在来の様式に倣い組直した。解体に並行して墓を押し上げていた楠の根を切断した。
1995(平成 7)年度 1995(平成 7)年 10. 2 ～1996(平成 8)年 3. 29	防災施設増設	受信機・自動火災報知機の改修及び未警戒区域であった書庫・納屋へ感知器の設置を行った。
1997(平成 9)年度 1998(平成 10)年 1. 14～3. 31	納屋	旧宅西側にある納屋屋根の部分葺替えと壁の部分補修。
2003(平成 15)年度 2003(平成 15)年 9. 1 ～10. 25	廉塾講堂	講堂敷台・床下根太修理。畳新補(20 畳)
2004(平成 16)年度 2005(平成 17)年 1. 27～3. 31 台風被害による災 害復旧	廉塾講堂	東壁の修理。
	茶山旧宅	中門東壁と旧宅二階西壁の海鼠壁修理と倒壊した板塀の復旧。
	廉塾附属施設	二階西壁の修理。
	米蔵	東壁の修理。

【1955・1956（昭和30・31）年度】



目隠塀



中門



寮舎



廉塾講堂背面



廉塾台所背面



山陽新聞 1957(昭和32)年6月

【1972（昭和47）年度】



塾付属施設の裏縁



修理後



土塀破損状況



修理後

【1975（昭和50）年度】



養魚池



修理後

【1976（昭和51）年度】



米蔵



米蔵



修理後



修理後

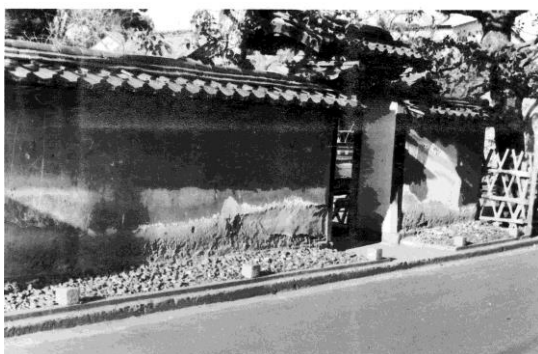
【1977（昭和52）年度】



東土塀



修理後



表門土塀



修理後

【1986（昭和61）年度】



塾付属施設北側屋根



修理後



廉塾竹縁解体



修理後

【1993（平成5）年度】



塾付属施設西突出部（西面）



瓦取外し



野地板張替



土居葺完了



瓦葺替え



瓦葺完了

【2004（平成16）年度】



塾付属施設二階西壁



修理後



旧宅南板塀



修理後

【1993（平成5）年度】 県史跡・菅茶山の墓



県史跡・菅茶山の墓



須屋解体



屋根葺替え



須屋修理



修理後



修理後

(4) 建物の破損状況

指定地内に現存する建物ごとに、現地調査（目視）及び既往調査等から、その現状を把握・整理すると、次のようになる。

表 3-5 建物の破損状況

区域	名称	構造形式 (延床面積)	現状
東西水路より北	廉塾講堂・付属施設	木造，一部二階建，切妻造，棧瓦葺 (263.0 m ²)	<ul style="list-style-type: none"> ・竹縁の保存状態は良い。 ・東側3室は比較的保存状態は良い。ただし，一部，根太，大引きに腐食の激しい部分がある。 ・その他の部屋では，一部に床の陥没等がみられる。 ・外壁，屋根の一部にき損がみられる。
	米蔵	木造，二階建，切妻造，本瓦葺 (61.4 m ²)	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に傷みが激しく，特に屋根や庇には崩落がみられ，雨漏りが生じている。⇒現在，屋根をシートで養生している。 ・外壁，内壁も亀裂・剥離等がみられる。
	米搗小屋・物置・便所	木造，平屋建，切妻造，棧瓦葺 (36.4 m ²)	<ul style="list-style-type: none"> ・軸組は，比較的保存状態は良い。 ・壁は，亀裂・剥離等がみられる。
東西水路より南	茶山旧宅	木造，二階建，切妻造，棧瓦葺 (276.1 m ²)	<ul style="list-style-type: none"> ・現在，住まわれているため，1階部分は保存状態が良い。 ・2階は，あまり使用されていないが，部屋での目視の範囲では，部材の腐食は進んでいないと考えられる。 ・小屋裏は未調査だが，主構造部分は再使用できると考えられる。ただし，保存・整備においては，調査が必要である。
	祠堂	木造，平屋建，切妻造，棧瓦葺 (27.5 m ²)	<ul style="list-style-type: none"> ・大梁が折れ，屋根の一部に陥没がみられ，雨漏りが生じている。⇒現在，屋根をシートで養生している。
	中門	木造，平屋建，切妻造，棧瓦葺	<ul style="list-style-type: none"> ・一部に虫害がみられる。 ・扉の劣化及び破損がみられる。
	寮舎	木造，平屋建，切妻造，棧瓦葺 (48.5 m ²)	<ul style="list-style-type: none"> ・南側にやや傾いた状態である。 ・柱の根本に腐食がみられる。 ・桁梁の一部に虫害がみられる。 ・外壁，内壁の一部に亀裂・剥離等がみられる。
	書庫	木造，平屋建，切妻造，本瓦葺 (24.8 m ²)	<ul style="list-style-type: none"> ・内部柱，桁，梁については，特に虫害，腐食がみられない。 ・外壁の一部に亀裂・剥離等がみられる。
	米蔵・納屋・馬小屋・物置	木造，平屋建，切妻造，棧瓦葺 (64.0 m ²)	<ul style="list-style-type: none"> ・軸組は，比較的保存状態は良い。 ・壁は，亀裂・剥離等がみられる。
	湯場・物置	木造・平屋建切妻造，棧瓦葺	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根や壁が，崩落した部分がみられる。
	表門(両サイドに土塀)	木造，平屋建，切妻造，棧瓦葺	<ul style="list-style-type: none"> ・表門の軸組部材の一部に，劣化，腐食がみられる。 ・土塀(練塀)の壁，屋根の一部に破損がみられる。

【廉塾・付属施設】



廉塾・付属施設の南面



壁面（漆喰）の剥離



軒裏の状況

【米蔵、米搗小屋・物置・便所】



米蔵（シートによる養生）



樹木と米蔵屋根の干涉



米搗小屋・物置・便所

【菅茶山旧宅、祠堂、中門】



茶山旧宅（南面）



祠堂（シートによる養生）



中門

【寮舎】



寮舎全景（壁面の崩落）



寮舎屋根の劣化（瓦崩落）



寮舎内部

【書庫】



書庫全景



壁面のひび割れ, 崩落



軒先の崩落

【米蔵・納屋・馬小屋・物置, 湯場・物置】



米蔵・納屋・馬小屋・物置



馬小屋部分



湯場・物置

【表門, 土塀 (練塀)】



表門と土塀



表門



土塀

(5) 地下遺構の現状

廉塾が機能していた当時及びその後の変遷における建物跡、庭園跡などを確認・調査するため、今後、整備事業の中で発掘調査を実施する予定である。

(6) 植生の過去と現状

ア 植生の現状

指定地内における主要な樹木等の状況を図化すると、次頁のようになる。

これを全体的に捉えると、指定地の北側は建物を取り囲み、覆うように高木等が存在し、北東側には竹林もある。その南側は畑等があることから、オープンな空間となり、さらに南端の市道（近世山陽道）に接する付近には、クスの大木が3本あり、通りからのランドマーク的な役割を担っている。また、東側の水路沿いにも高木が一部連なりながら点在する。

これら樹木等のうち、廉塾・付属施設の南側にあるヤナギやギンモクセイ、茶山旧宅の庭園にある樹木など、特別史跡の歴史や景観と関わりの深いものは、保全を基本にそのあり方を検討する。

その他の樹木については、本質的価値を有する建造物（建物、遺構）の保存との関係、周辺への影響などを考慮し、そのあり方を検討する。

この他、指定地内、特に茶山旧宅の庭園や書庫の前の広場的な空間、書庫や米蔵・納屋・馬小屋・物置の西側（隣接地との間）、北東側の水路の南側（隣接地との間）などでは、雑草などが繁茂しやすい環境にあり、定期的な下草刈りを行っている。



廉塾・付属施設の南側にあるヤナギなど



廉塾・付属施設の南側にあるギンモクセイ



表門付近にあるクスの大木



米蔵の庇に接しているカキ

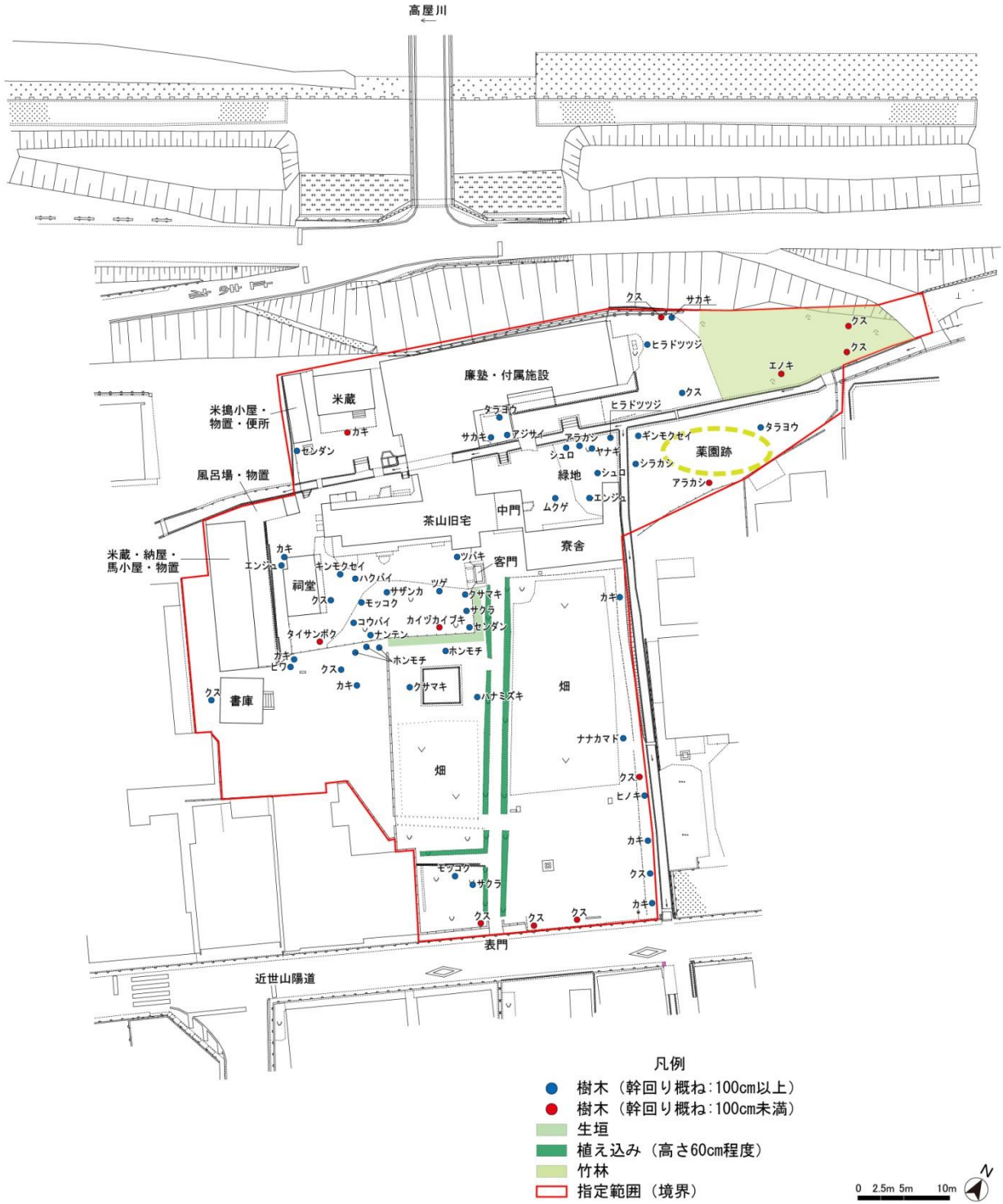


図 3-22 樹木の現状

イ 参考:1934（昭和9）年の史跡指定時における樹木の調査

1934（昭和9）年の史跡指定時においては樹木の調査を行っており、全体で98株の樹木を把握している（以下の表）。

なお、廉塾の塾頭を務めた北条霞亭が文化11(1814)年2月20日に佐藤^{しぶん}子文の弟碧山に宛てた手紙には「(前略)先生は三十年前迄は医を兼而被致候よし。然る処右本宅両度迄焼失いたし、其内先生は医をやめられ候而、専ら学問一筋に相成候て、本宅は弟圭二郎(恥庵)相続、先生同居し被居候処、右圭二郎京都へ出候而客死、先生は右今の廉塾の方の営のみ候而、引込候而、書生教導いたされ候処、福山侯より二十人扶持金十五兩^{づつ}とやらむ相付られ、今の学問所取建、屋敷等除地除役に相成、永世学問所といたされ候事に候。其砌右先生甥(万年)菅の酒屋本宅相続いたし居申候也。」とある。文化11年の30年前は天明4(1784)年で、茶山が30才の頃には医者と塾の教師を兼ねていたようである。菅家では敷地の南東隅の三角地を茶山が医者をしていた当時の薬園跡と伝えている。

この調査で把握している樹木のうち、^{えんじゆ くちなし いぼたのき} 槐・山梔子・水蠟樹等は薬用に用いられたものであり、桃、夏蜜柑、石榴、柚子、青桐、松などは現在はなくなっている。

表3-6 史跡指定地内の植物（1934（昭和9）年）指定時（1/2）

番号	名称	全長	径	単位	摘要	番号	名称	全長	径	単位	摘要
1	松	50尺	7尺	1株	S33 枯死	50	柿	18尺	1尺5寸	1株	
2	棕	25尺	2尺4寸	1株		51	楠	20尺	2尺7寸	1株	
3	楠	20尺	1尺3寸	1株		52	楠	16尺	1尺5寸	1株	
4	榊	6尺	5寸	1株		53	楠	18尺	1尺7寸	1株	
5	楓	18尺	2尺4寸	1株		54	楠	12尺	1尺	1株	
6	枇杷	10尺	1尺2寸	1株		55	柳	12尺	8寸	1株	
7	檜	30尺	2尺5寸	1株		56	柿	16尺	1尺	1株	
8	檜	25尺	3尺1寸	1株		57	楠	17尺	1尺	1株	
9	枇杷	8尺	9寸	1株		58	柿	20尺	1尺2寸	1株	
10	^{えんじゆ} 槐	40尺	6尺	1株		59	山茶花	6尺	4寸	1株	
11	榊	8尺	1尺2寸	1株		60	桃	7尺	4寸	1株	
12	^{くちなし} 花山梔子	6尺	5寸	1株		61	夏蜜柑	4尺	4寸	1株	
13	梅	8尺	1尺4寸	1株		62	高野槇	15尺	5寸	1株	
14	^{とげんか} 杜鵑花	3尺		1株	皐月	63	櫻	14尺	7寸	1株	
15	楠	30尺	2尺7寸	1株		64	石榴	20尺	1尺	1株	
16	花山梔子	4尺	4寸	1株		65	楓	20尺	9寸	1株	
17	^{やまぢやゆ} 山茶黄	10尺	8寸	1株		66	木犀	5尺	3寸	1株	
18	山吹	5尺		1株		67	紅梅	5尺	4寸	1株	
19	椿	10尺	6寸	1株		68	檜	20尺	8寸	1株	
20	^{いぼたのき} 水蠟樹	10尺	7寸	1株		69	桃	5尺	6寸	1株	
21	紫陽花	8尺		1株	数十本	70	椿	3尺	5寸	1株	
22	老梅	8尺	7寸	1株		71	木蓮	18尺	1尺1寸	1株	
23	サダン杏	15尺	1尺	1株		72	山茶花	2尺	2寸	1株	
24	梅	18尺	2尺5寸	1株		73	紅梅	15尺	1尺	1株	
25	槐	40尺	5尺7寸	1株		74	杜鵑花	3尺		1株	数本

表 3-6 史跡指定地内の植物 (1934 (昭和 9) 年) 指定時 (2 / 2)

番号	名称	全長	径	単位	摘要	番号	名称	全長	径	単位	摘要
26	柿	20 尺	2 尺 6 寸	1 株		75	木斛	6 尺	3 寸	1 株	
27	木犀	18 尺	1 尺 8 寸	1 株		76	紅梅	8 尺	8 寸	1 株	
28	楓	16 尺	3 尺 1 寸	1 株		77	由縁樹	30 尺	4 尺	1 株	
29	石榴	10 尺	4 寸	1 株		78	花山梔	5 尺	6 寸	1 株	
30	楓	18 尺	2 尺 1 寸	1 株		79	松	25 尺	2 尺	1 株	
31	檜	25 尺	3 尺 4 寸	1 株		80	両葉蓮	20 尺	2 尺	1 株	
32	檜	30 尺	3 尺 6 寸	1 株		81	サンゴ樹	5 尺	3 寸	1 株	
33	檜	20 尺	3 尺 3 寸	1 株		82	柿	15 尺	9 寸	1 株	
34	楠	20 尺	1 尺 9 寸	1 株		83	夏蜜柑	6 尺	3 寸	1 株	
35	梅	8 尺	1 尺	1 株		84	松	30 尺	2 尺 5 寸	1 株	
36	棕	20 尺	2 尺	1 株		85	紅梅	8 尺	7 寸	1 株	
37	青桐	28 尺	2 尺 6 寸	1 株		86	木犀	7 尺	4 寸	1 株	
38	杜鵑花	4 尺		1 株		87	柿	18 尺	1 尺 5 寸	1 株	
39	檜	5 尺	6 寸	1 株		88	柿	15 尺	7 寸	1 株	
40	檜	4 尺	6 寸	1 株		89	楠	18 尺	1 尺 4 寸	1 株	
41	櫻	15 尺	8 寸	1 株		90	柿	19 尺	1 尺 8 寸	1 株	
42	卵花木 <small>うつつぎ</small>	7 尺	8 寸	1 株	数本	91	夏蜜柑	5 尺	4 寸	1 株	
43	木犀	4 尺	1 寸	1 株		92	桐	20 尺	1 尺 2 寸	1 株	
44	柿	23 尺	4 尺 1 寸	1 株		93	柿	15 尺	9 寸	1 株	
45	青桐	17 尺	1 尺 7 寸	1 株		94	柿	20 尺	1 尺 5 寸	1 株	
46	黙花	18 尺	1 尺 1 寸	1 株		95	枇杷	18 尺	1 尺	1 株	
47	柳	25 尺	4 尺 6 寸	1 株	五柳ノ内	96	柿	18 尺	9 寸	1 株	
48	枇杷	9 尺	1 尺 5 寸	1 株		97	柚樹 <small>ゆず</small>	16 尺	8 寸	1 株	
49	楠	20 尺	2 尺 2 寸	1 株		98	枇杷	18 尺	1 尺 2 寸	1 株	

※10 梔 (えんじゅ)

マメ科の落葉高木。幹の高さ約 10~15m。樹皮は淡黒褐色で割れ目がある。

夏に黄白色の蝶形花をつけ、後連珠状の莢 (さや) を生じる。花の黄色色素は高血圧の薬。また乾燥させて止血薬とし、果実は痔薬となる。

※12 花木梔 (くちなし)

アカネ科クちなシ属の常緑低木。暖地に自生するが多くの園芸品種があり、低木として栽培。

果実は熟すると紅黄色となり、これから取った黄色色素は古くから染料として使用。乾かした果実は生薬の山梔子 (さんしし) で、吐血・利尿剤となる。

※20 水蠟樹 (いぼたのき)

モクセイ科の落葉低木。山地に自生。枝は細く、五月頃銀モクセイに似た芳香ある白い小花の穂をつける。晩秋に黒紫色の実を結ぶ。薬用。

《引用文献》

『鷗外歴史文學集 第十巻』株式会社 岩波書店 2000 (平成 12) 年 7 月

(7) 景観の現状

■特別史跡内から見た外部を含めた景観

中門の外側（農地等のある空間）からは、部分的ではあるが黄葉山（神辺城跡）などが見え、また、講堂の2階からは、これらの山と稜線を明瞭に望むことができる。

中門から内側では、基本的に特別史跡の建物、樹木などの景観であるが、講堂付近から南東方向については、ブロック塀や隣接する民家が見える。

■特別史跡周辺から見た特別史跡の景観

特別史跡付近の近世山陽道は、直線的に東西に伸びており、どちらの方向からも町並みと合わせてクスノキが目印となって、誘導性を高めている。また、特別史跡に近づくと表門や土塀によって歴史性がより高まった景観となる。

高屋川沿いからも、遠景・中景としては特別史跡内の樹木・樹林が目印となる。近づくと、講堂をはじめとした歴史的な建物等を中心とした景観となる。また、高屋川に架かる大仙坊橋付近から見ると、特別史跡の建物群と背景の黄葉山などの山々、稜線が絶妙の構成となっている。

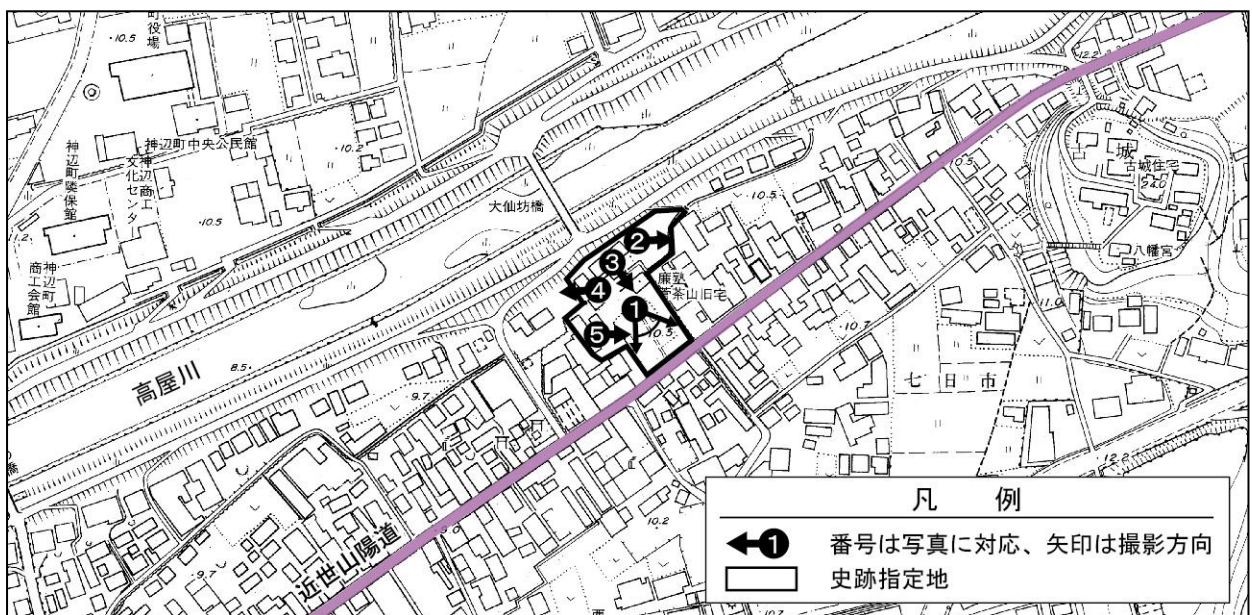


図 3-23 特別史跡内から見た外部を含めた景観



①中門付近から南方向。背後に神辺城跡などが見える



②講堂竹縁付近から南東方向



③廉塾・付属施設の2階から南方向



④米蔵（この辺りでは外部はほとんど見えない）



⑤書庫付近から南東方向

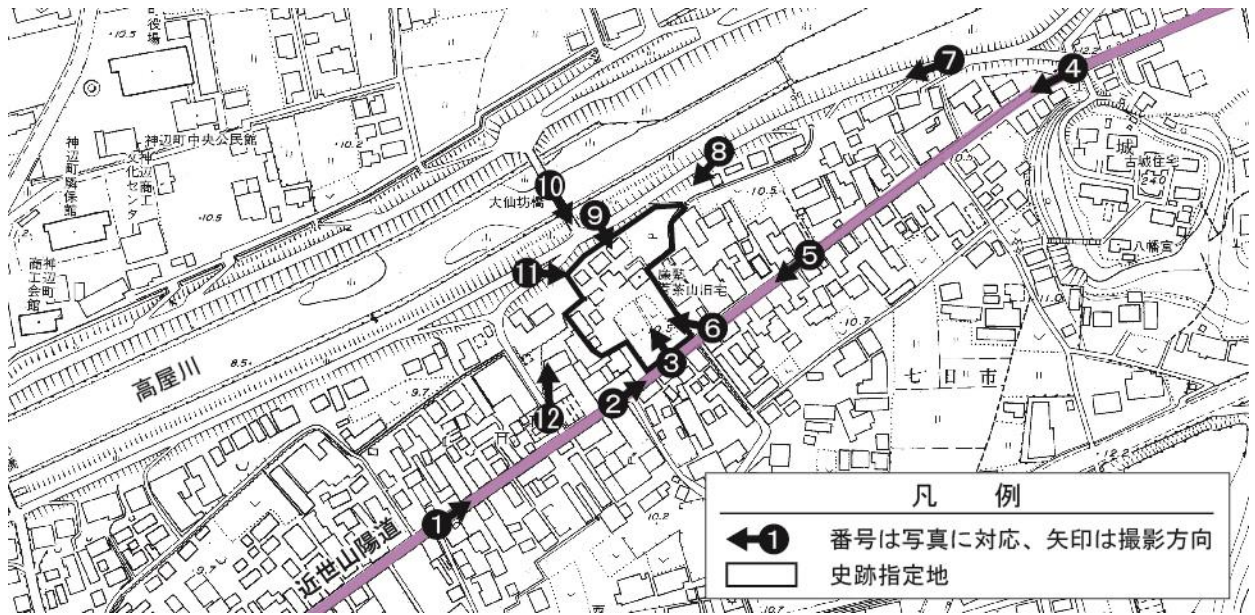


図 3-24 特別史跡を外部から見た景観



①近世山陽道を東方向(遠方にクス)



②近世山陽道に面する土塀とクス



③表門と土塀



④近世山陽道を西方向(遠方にクス)



⑤クスの存在感が高まる



⑥南東側から見た表門付近



⑦遠方に指定地北東側のクスが見える



⑧指定地北東側のクスなど



⑨河川側から見た廉塾・付属施設



⑩廉塾・付属施設, 米蔵と山並み



⑪米蔵(シート)と廉塾・付属施設(奥)



⑫指定地西側の民地や水路

(8) 史資料の現状

ア 黄葉夕陽文庫

菅茶山関係のまとまった史資料としては、1995(平成7)年と2008(平成20)年に広島県が菅家から寄贈を受け、広島県立歴史博物館が所有する史資料群がある。前者は書庫、後者は講堂と旧宅に保存されていたものである。この史資料群は「黄葉夕陽文庫」と呼ばれ、茶山、父の樗平、甥の万年、茶山の姪と結婚し廉塾の都講となった北条霞亭に関するものや廉塾の経営に関わるもの、親交のあった文人達に関するものなどがある。

儒学・文学・歴史・地誌・生物・天文・芸術など幅広い分野にわたり、書籍・記録・書跡・絵画・器物など書箱で214箱、約1万点に及ぶ。博物館によって整理・調査・研究が進められ、『黄葉夕陽文庫 目録 広島県立歴史博物館資料目録二～六 平成21年～平成25年』として刊行されており、今後も刊行される予定である。

また、2014(平成26)年には「黄葉夕陽文庫」のうち、5369点が江戸時代の歴史資料「菅茶山関係資料一括」として重要文化財に指定されている。この資料群は、茶山の漢詩集「黄葉夕陽村舎詩」の草稿などの各種草稿類をはじめ、日記類、典籍類、書状類、茶山に贈られた書画・器物類などの一括資料である。茶山の儒者・漢詩人としての思想・思索及びその形成過程を知ることのできるとともに、茶山を中心とする近世の文人の交友を具体的に示す貴重な資料群である。

イ 指定された史資料

【著述・稿本類】

茶山や親族による漢詩・和歌・随筆など647点。

最も多いのは、茶山の漢詩集である「黄葉夕陽村舎詩」で、校正段階でいくつかの系統に分けることができる。

【文書・記録類】

日記・記録・覚書など631点。茶山の日記や、福山藩の編纂した地誌「福山志料」作成のための資料類のほか、西洋の自然科学に関する資料など、多岐にわたる。

【書画類】

絵画・版画・書跡など331点。茶山の交友関係を背景にもたらされたもので、画人・書家・儒学者など、茶山の交友の広さがうかがえる。

【書状類】

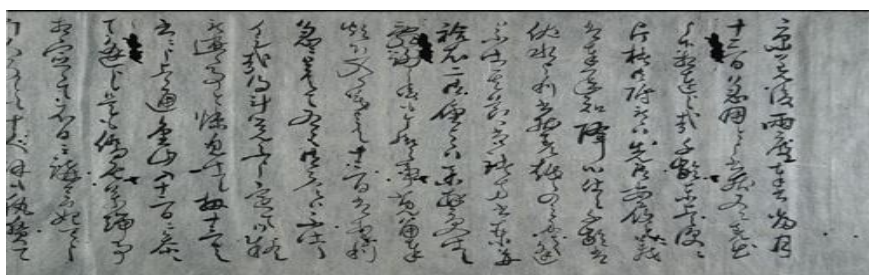
茶山のもとに送られた書状や、茶山が送った書状の写しなど939点。「茶山関係資料」の由来がうかがえるほか、茶山の活動や思想について具体的に知ることができる資料である。



茶山草稿類



天門山之図



頼山陽書状

【典籍類】

茶山が収集した書籍類 2706 点。漢学に関する書籍のほか、史書・地誌・故実書・中国史・日本史・軍学書・辞典類・天文学・医学・自然科学など多種多様な書籍があり、茶山の自筆でその由来を記しているものもある。

【絵図・地図類】

廉塾の周辺・福山城下や、江戸・関東・蝦夷など各地の地図 44 点。「福山志料」編纂のための参考資料や、旅先で購入したと考えられるものがある。

【器物類】

版木類、文房関係、工芸品、収集品 71 点。和時計や大宰府政庁から出土した古瓦など多様なものがある。

ウ 史資料の課題

■保存修理と活用

廉塾講堂に保存されている文人墨客の襖絵及び書は傷みが著しいため、保存修理を行うとともに、展示方法についてもレプリカ展示などを考える。

また、広島県立歴史博物館に収蔵されている重要文化財「菅茶山関係資料」を初めとする黄葉夕陽文庫資料は、現在資料目録を刊行中である。江戸時代後期から明治時代までの一括資料として保存管理が行われている。

「菅茶山関係資料」については、保存修理事業を 2014（平成 26）年度から継続的に行われているが、傷みが著しいものもあるため、後世に伝えていくための保存修理を加速させていく必要がある。

■公開活用

史資料の公開については、広島県立歴史博物館及び菅茶山記念館を中心として定期的に展示会が開催されるとともに、各博物館等の展示会への出品についても、可能な限り公開に努めている。

また、全国の研究者の調査・閲覧にも積極的に対応されており、こうした史資料の活用は、江戸時代後期の文人世界の調査研究に欠かせないものである。

■全容の把握

廉塾ならびに菅茶山旧宅に残された史資料については、現在は個人所有となっているため、関係自治体や関係機関との連携により、より一層一括的な調査及び研究を進めていく必要がある。

資料：広島県立歴史博物館ホームページ「黄葉夕陽文庫と関連資料」